

## 令和2年9月定例会会議録

令和2年豊郷町議会9月定例会は、令和2年9月8日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	北 川 和 利
8 番	西 澤 博 一
9 番	鈴 木 勉 市
10 番	西 澤 清 正
11 番	河 合 勇
12 番	今 村 恵美子

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	北 川 貢 次
総 務 課 長	山 田 裕 樹
企 画 振 興 課 長	清 水 純 一 郎
税 務 課 長	山 口 昌 和
保 健 福 祉 課 長	森 ち あ き
医 療 保 険 課 長	西 山 喜 代 史
住 民 生 活 課 長	長 谷 川 勝 就
会 計 管 理 者	小 西 直 美
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範

地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝
産 業 振 興 課 長	山 田 篤 史
上 下 水 道 課 長	森 本 智 宏
教 育 長	堤 清 司
教 育 次 長	馬 場 貞 子
社 会 教 育 課 長	中 山 圭 史

4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書 記	久保川 真由美

5、提案された議案は次のとおり

一般質問

**河合議長** 皆さん、おはようございます。定例会、少し早いですが、開催させていただきます。

9月定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は12名で、会議開会定足数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午前8時56分)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、中島政幸議員、4番、村岸善一議員を指名いたします。

日程第2、一般質問を行います。

執行部に要望いたします。答弁は率直にして、明確にお願いいたします。

また、質問者は、会議規則第54条、第61条を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどをお願いいたします。

なお、特に申し上げておきたいことは、発言通知書に記載された内容以外に許可をしていない発言をされますと、地方自治法第129条を適用しなければならないこととなりますので、十分注意して質問を行うよう、よろしくお願いいたします。

また、質問する時間は1人30分ですので、議員の皆さんは時間厳守でよろしくお願いいたします。

それでは、北川和利議員の質問を許します。

**北川議員** 議長。

**河合議長** 北川議員。

**北川議員** 改めまして、おはようございます。

それでは、私が一般質問、一番乗りでさせていただきます。一括で質問の後、再質問からは一問一答の形で質問をしたいと思っております。

町長にお尋ねします。

まず初めに、新型コロナウイルス情報及び対策についてです。

情報は、どこでどのようにつかみ、町民に対してどのように発信して理解してもらっているのか。

また、全町民へのPCR検査を実施してはどうですか。答弁を求めます。

次に、後期高齢者に歯の医療費無料化をについて質問します。

これまで議会のたびに後期高齢者への歯医者者の無料化を言い続けてきました。6月議会では、町長からバースデー健診をどういう形でできるか検討してい

きたいとの答弁もあったのですが、無料化への取組と併せて今後の見通しを示してもらいたい。答弁を求めます。

3番目には、町の指名業者への社会保険や厚生年金の指導についてお尋ねします。

近年、県内でも、社会保険や厚生年金に加入をしていない業者は指名業者に入れない市町が増えてまいっております。これまでからも何度も質問していますが、わが豊郷町はどのように考え、対応していこうと思っているのか。

また、町内だけでなく他市町でも業務獲得していける業者を育成していく上で必要な指導だと考えるのですが、答弁を求めます。

最後に、保育園・幼稚園の周り付近の飛び込み事故防止対策についてお尋ねします。

交通安全対策として保育園や幼稚園の車両飛び込み事故はあってはならないことです。このことから、前回も、防御できる構造物設置が必要ではないかと考え、質問をさせていただきましたが、その後、町ではどのように考え、どのように対策を進めておられるのか、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 おはようございます。北川議員の質問にお答えします。

新型コロナウイルス情報及び対策についてです。

豊郷町では新型コロナウイルス感染拡大防止対策の内容を広報、ホームページを中心に広報しています。特に首相記者発表、滋賀県知事の記者発表で重要なもの、または緊急事態宣言など、町民の制約が伴うものについては防災無線で放送しています。また、町内で感染者が発生した場合は、防災無線を定時放送ではなく、緊急の放送として流すとともに、豊郷町総合情報配信システムで登録者に配信しています。

次に、全町民へのPCR検査を実施してはどうかについてですが、8月28日、安倍首相の辞任会見でPCR検査を含めた検査機能の拡充として、1日20万件を目指す、特に重症化リスクの高い方がおられる高齢者施設や病院では、地域の感染状況などを考慮して、職員の皆さんに対し定期的に一斉検査を行い、高齢者や基礎疾患のある方々への集団感染を防止しますと話されました。

また、感染者が新宿区の次に多い世田谷区が2万3,000人の高齢者施設、障害者施設、保育園などで4億円を投じて実施する報道がなされていますが、4人ワンセットのプール方式、自己で検体を採取する方法、東京の検体数が4,500体なため、時間と労力を要するため1か月以内でと報道されていま

す。これについては、専門家からも、効果が薄いのではないか、検体が鼻の奥まで差し入れて採取できないのではないかなど、翌日に陽性患者になる可能性もあると、ちょっと疑問視されておられます。

これまでも、保健所に何度となくPCR検査について質問させていただいておりますが、保健所は、PCR検査を誰もが受けられるようになるには検査体制の強化が必要であることと、陰性であった場合、それを担保に今までの緊張感が途切れて自分は大丈夫なんだという保証をもとに羽目を外すことが一番怖いと、また、現在、陰性と判断されてもすぐに陽性になる可能性もあることから、誰もが受診できることは今の段階では難しいとの見解です。

豊郷町としては、湖東管内の感染状況を鑑み、国・県の動向を見極めつつ行動していきたいと考えております。

あと、湖東地域で地域外来検査センターが9月1日から開催されることとなりました。彦根医師会の登録医療機関を受診された方で、医師が新型コロナウイルス感染症を疑い、PCR検査が必要と判断した軽症の方が対象となります。開設日は月、火、金、15時30分から16時30分、完全予約制、1日5人程度です。診察した医師が検査センターに検査予約、検査センターにおいてドライブスルー方式により検体を採取します。このように、以前と比べて検査体制の拡充が図られています。

以上です。

医療保険課長

はい、議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

皆さんおはようございます。

それでは、北川和利議員の後期高齢者に歯の医療費無料化をのご質問にお答えいたします。

後期高齢者の歯科健診につきましては、現在76歳及び81歳の節目年齢の方に無料歯科健診の案内を後期高齢者医療広域連合から送付がされております。これを踏まえ、バースデー健診につきましては、後期高齢者に限らず、実施に向けて内部で検討を始めたところでございます。

また、歯科診療費の無料化については、令和元年12月定例会及び令和2年3月定例会でもお答えしておりますが、後期高齢者については、自己負担割合が一定所得以下の方は1割となっております。さらに住民税非課税の方については、外来の自己負担上限額が8,000円となっております。国民健康保険や被用者保険は自己負担割合が3割となっておりますので、一定負担水準は抑えられていると認識しております。

また、保険適用外の診療費については、医療保険制度の枠外で自由診療となりますことから、これに公費を投入することは適切ではないと考えております。

これらを踏まえた上で後期高齢者の歯科診療費の無料化は考えておりません。以上です。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、7番北川議員のご質問、町の指名業者への社会保険や厚生年金の指導についてにお答えをします。

社会保険未加入対策としまして入札に参加できない取組を県や各市町でも行っておられますが、本町でも同じように取組を行っております。しかしながら、近隣町にも状況の確認をしましたが、加入義務のない事業者にまで加入を指導したり、指名から外したりしている市町村はございませんでした。

やはり、小規模事業者育成の観点からも、加入義務のない事業者まで議員のおっしゃるような指導は難しいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の保育園・幼稚園の周り付近の飛び込み事故防止対策についてご説明申し上げます。

6月議会での一般質問の後、当課と崇徳保育園で危険と思われる箇所について協議いたしました。事故はいつ起こるか分かりません。万が一のために何かしらの安全対策を崇徳保育園と協議し設置する方向で現在進めております。

以上です。

河合議長 北川議員、再質問。

北川議員 はい。

河合議長 どうぞ。

北川議員 まず、新型コロナウイルス情報及び対策についてを再質問させていただきます。

答弁は理解できますが、僕の言いたいのは、情報、今はネットとかいろんなものですが、役場から、行政から情報発信するまでに既に町民の人、前回のときでも携帯で全部ぱっと一瞬に発信して、そういう情報が先に流れました。それが正しいのか、正しくないのかというのは、町民は理解できていません。

臨時の全員協議会があったときでも、町長も言いましたが、説明をするに当た

って、要するに個人をあまり批判すると、東近江市のある個人の人が夜逃げ同様で出ていったと、そういうことが起きたらいかんもんで、もっと理解をしてカバーしなくちゃならないと。これも1つの方法だと思っております。

思っておりますが、うちの豊郷で前回起きた場合に、どこの誰かが全然分かりません。しかし、携帯で全部分かっています、ほとんどの人が。どこの字で誰やというのを。どういう形でどういう流れで、そういう、今のコロナウイルスが発生したというのもほとんどの人が携帯で、若者たちだったら携帯で全部分かっています。

確かに気の毒なけども、今後まだまだそういうふうな、ワクチンができてないからどういうふうになるやら分かりません。今後まだ増えるかも分からんし、このまま低迷して行って、ワクチン開発が進んで、完全にコロナが沈没する形が取れるかも分かりませんが、しかし、まだまだ油断はできないと思っております。

そんな中で僕は言いたいのは、要するに、字名だけでも出してもらってね。というのは、全然分からなければ、そこと接近する、当たっていても分からんわけや。名前まで公表せんでもええと思う。しかし、字名ぐらい出してもらわんことには、一体どこの誰が。うちの町の場合だったら全員に、要するに、町民が排除せなあかんようになってしまうで。この人がかかっているのか分からん、誰がかかっているのか分からんという形で。せめてそのぐらいのことはできないものかと。対策としてやで、コロナの。

そういう情報をいち早くやっぱり行政もつかんでいただいて、かかっている、かかってへんというのが確実に分からんことにはその発信ができないと。これも理解はできますよ。理解はできるけども、そういう流れのもとでやっていただきたいと思っておりますが、その答弁を求めます。

とともに、今のPCR検査については、僕の知り合いの病院の先生に聞くと、「これは北川さん、全員が全戸が受けたらいいのとちゃうか、私はそういうふうにするけどな」という意見をちょっと聞いたことがあります。しかし、なかなかPCR検査というのは受けに行く人も怖いと思います。自分が本当にかかっていたらどないしようという。が、しかし、せめて、せめてやで、せめて全町民が受けられなくても、希望する町民だけでも無料化で受けさせてやったらどうかなというのが僕の今日のテーマでありまして、再度、答弁を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 北川議員の再質問にお答えします。

まず最初に、行政から発信するまでに既に情報が流れているという点につき

ましては、役場の方では、防災危機管理局の方からPCR検査を受ける前の情報と受けた後の結果の情報がファックスで入ってきます。けども、県が県内の全てのPCR検査の取りまとめが終わってから送られてきますので、恐らく検査を受けた後のあれは3時間から5時間後の分が送られてくるという状況になっています。それなので、検査を受けた方が自分で言っていたりするのではないかなと思います。

こういうようなことについては、役場の方には一切情報が入ってきませんので、陽性になったのを見て僕らも初めて豊郷町で出たんだというのが分かるわけです。その後、保健所の方にもいろいろ問合せを始めるわけですが、保健所の方は一切、住所と名前を教えてくださいません。役場の方には住民さんの方からあそこやろ、あそこやろうとか、どうなってるのやという電話がばんばんかかってきます。なので、それで大体、そこら辺なのかなという認識の下で動くわけですので、確定な情報というのは、なかなか役場の方に入ってこないというのが現実でございます。

あと、字名だけでも出してもらいたいというのは、最後の方では恐らく確定ができるんですけども、滋賀県防災危機管理局とか保健所からも、字名を公表するのはやめていただきたいということと、彦根で一番初めに出了たときも、僕らも心配なので、どこが出たんやということは一切教えてくれなかったもので、何度も連絡しまして、北の方とか稲枝の方とか、そういうエリアだけでも教えて欲しいということだったんですけども、それすら教えてもらえないという状況ですので、やはりそういうようなことは公表してはいけないということを指導されていますので、そこはご理解いただきたいと思います。

あと、PCRで希望される住民が受けられるようになったらどうかということなんですけども、先ほども申し上げましたように、外来センターが彦根の方にもようやく9月1日からできましたので、軽症の方、彦根医師会の医療機関に登録されている先生が認めたらすぐ受けられるということですので、前と比べても全然違いますので、そういうのを活用していけばどうかなと考えております。

以上です。

河合議長 北川議員、再々質問はありますか。

北川議員 いや、次に進みます。

河合議長 そしたら、次に行ってください。

北川議員 それでは、後期高齢者に歯の医療費無料化をということで、議会があるたびに何遍もお尋ねしております。先ほど課長からの答弁ありましたけども、答弁は前回も前々回も聞いております。同じことを聞いております。あえて同じことを尋

ねているのは、何とかならないのかと。以前から町長もおっしゃっているように人生100年、100年ということは、歯が健康じゃなかったら、もちろん内臓もしかりですけども、まず食にあると思いますので、再度お尋ねします。答弁は分かりますけども、できないと言うよりも努力するということとは言えませんか。どうですか。再度お尋ねします。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、北川議員の再質問にお答えします。

努力できないのかということでご指摘をいただいておりますけれども、一応、念のため、昨年度、令和元年度の後期高齢者の方の歯科診療費の費用なんですけれども、年間の額になりますけども、1人当たり個人負担が2,112円となっております。こちらにつきましては、年間の費用額の総額から保険者負担総額を差し引いて平均の被保険者数で割ったものとなっております。こちらにつきまして、あと、レセプト1件当たりの金額ですけども、1,309円というふうになっております。あくまでも参考数値というふうになりますけれども、個人負担が大きいと言えない数字になっております。

また、口腔ケアが健康寿命につながるという視点につきましては、当然関連があるというふうには考えておりますけれども、だからといって、それが診療費の無料化と直結するものではなく、行政としてどういう視点で何を支援すべきか、重要度を判断した上で現時点では必要性が高いと言えない状況にあるということから、実施については考えておりませんと何度も繰り返し答弁の方はさせていただいているところでございます。

以上です。

河合議長 北川議員、再々質問ありますか。

北川議員 何遍も同じことを聞きますけど、課長、できないんじゃないしに、どうにか努力して近づける方法はないのか。よく言いますわな。アリの穴をぷつんと開けたら、そこから広がっていくという。県下でもうちの町が一番にそういうことをやっていって、ほかの市町村も努力して何とかなるように協力を求めることは僕はできると思うねやわ。

確かに1つのデータとして、年2,112円、1,309円。払えない金額だと今おっしゃいました。が、しかし、年金でも、本当に昔の人は田んぼ、農家をやりにって、それで、また、農業の時期じゃないときには土木の方へ日給で働きに行って、年金も掛けてない、それが現状です。その人たちが本当にこの年2,112円、また1,309円、これが今の時代、今の若者たちならば払えな

い額とは違います。しかし、老人の年金暮らし、国民年金で定額の、月にしたら2万円とか1万5,000円、3万円という人もいます。その人たちが掛けてなかったから頂けない。また、若者たちが少ないから、年金が、だからその支給額も減っていつている。けど、何とか後期高齢者の人を、人生100年と言っているんですから、やはり食べ物にあると思いますので、もう一度、答弁を求めます。

**伊藤町長** はい、議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、再々質問にお答えいたします。

おっしゃる意味は十分分かるんですけども、まず、高齢者、若い方も同じなんですけれども、口腔ケアをしっかりとするというのが自分の健康を守る。なかなか歯医者に行かれない方が特に年配の方は多いということで、バースデー健診、年に一遍は健診して口腔ケアをしています。このことが、人生100年、しっかり物を食べて、そして、元気に生涯を全うしていただくというのが、それが一番大切であろうと。

今かかっておられる方は絶えず口腔ケアをしておられる方です。しておられない方をしっかりと、一遍、歯医者さんに行って、そして検診していただいて、それ相応の年代の歯でもさらにしっかりと自分の歯で長く持ちこたえられる。そのような人生を送ってもらいたいというので、それでバースデー健診等やっていくのが一番ベターではないかなと、こういう思いでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**河合議長** 北川議員、次の質問に行ってください。

**北川議員** はい。

それでは、3番目の町の指名業者への社会保険や厚生年金の指導について、再度お尋ねします。

最初に質問したとおり、社会保険、数年前に国が厚生年金に入りなさいという指導がありました。それまでに、いつとき、厚生年金、社会保険、事業者が半分負担なので、別の党が指導しておるとき、総理を持っているときに、自由にしませうということで、社会保険とか厚生年金をやめてもいいですよ、いつときやめてもいいですよ、国民保険に加入してくれても構いませんよという指導がありました。それで、社会保険、厚生年金から国民年金に、会社でも国民年金に切り替えてくれてもいいですよということで、数年前、そういう指導で厚生年金から国民年金に変えた会社もかなりあります。

というのは、それは何かというと、僕が言いたいのは、要するに、今、若者が少ないさかいに、掛けてる年金が収入が少ない。収入が少ないさかいに高齢者に

対して年金の普及率が下がってきてますわな、現実的に。だから、そういうために、この社会保険という、厚生年金というのが指導が始まった。うちの指名業者に対してでも、僕はその指導は十分適していると思います。そういう指導をして、一人親方とか、そういう人たちも、今は1人でも厚生年金、社会保険に入れます。今というか、前から入れます。ただ、事業主は、職人さんやらを入れるに当たっては、自分が半分負担せなんだらいけないもので、それをクリアして逃れている人がかなりいています。

指名業者に対しては、町の税を使って、指名して仕事をして、税金で支払いをしています。税で。だから、そこら辺はやはりきちっとけじめをつけて、指導して、一人親方でも厚生年金、社会保険に入っていたかな駄目だと僕は思っておりますので、再度答弁を求めます。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、北川議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私も勉強不足で、何年か前にどっちでもええようになったとかいうところ辺はちょっと存じ上げなかったんですけれども、今現在の制度としまして、強制的に入らなあかんのは株式会社などの法人、これはもう1人でも入らなあきません。それから、従業員が常時5人以上いる個人の事業所、これも強制的に入らなあきません。あと、それ以外でも、従業員の半分以上が社会保険等に入りたいと言って同意をされた事業所については、これは任意ですけども、入らなあかんというようなことになっておりまして、それについては、うちも指名の段階で入っているか入っていないかのチェックは厳しくしております。

ただ、言っていただきますように、一人親方であるような小さな事業所さんは、議員も今おっしゃっていただいたように、労使折半の雇用主、事業所側が負担する分というところが経営的にも大きく負担が増えてくるというふうに考えておりまして、強制的に入らなあかんというところはきつく指導をしますけれども、入らんでええところにまではなかなか言えないというようなことが現状でございます。

先ほど申し上げましたけれども、近隣にも聞いてみました。大きな市とかでもしてないし、そんなことをしているところを聞いたことがないとか、とある町では、そんなことしたら町内の業者が全て入れへんようになってしまうとか、そういうことから入らんでええところにまでは指導してないというようなことでしたので、本町でも同じように、入らなあかんところにはきつく指導しておりますけれども、入らんでええところまではなかなか言いにくいというようなことで

理解をいただけたらと思います。

河合議長 北川議員、再々質問ありますか。

北川議員 はい。

河合議長 北川議員。

北川議員 今回の答弁に、入らないでもいいところとか、必ず入らないといかんところには指導するとか、僕はそんな問題と違うと思うのやわ。やはり指導はきちっとしてやって、僕は入らないかんものやと思ってる。それが行政の仕事、指名に入って受けられる人だと思ってるし、業者だと思ってる。

過去を振り返ってみると、いろんな形で、今、伊藤町政、その前が大野か。大野のときに、町業者が外へ出ていっても恥ずかしいことないような仕事ができるような指導方法を行政はしていかなんだらいかんよということで、いろんな形で指導してきて、そして、また、それを町行政もしていった。それでまた、今の町行政もしていつている。していつてるけども、この年金に対しては甘い。町内の業者を育てるに当たってやで、これ、もう育てるのとちゃうわな、それやったら。やはり外で仕事、県外、町外で仕事をする場合は必ず必要なものとなってくと思う。

やっぱり行政としてそういう指導はしっかりとして、一気にやれじゃないのやわ。やはり、やれるとこじゃなしに、自分から努力をしていつて、してもらいように言ってもらいのが行政の務めじゃないかと僕は思っています。それは何かというと、指名業者は税で仕事をしています。そこら辺を頭に入れて、もう一度答弁を求めます。

企画振興課長 議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、北川議員の再々質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員のおっしゃることも十分ご理解できるところなんですけれども、例えば、県におきましては、平成26年10月から社会保険等に参加してないところは入札に参加できませんというルールができました。そのときのルールでも、当該届出の義務がないものを除くということで、入らんでええとこは入れなくはないというようなことになっています。

それから、平成27年10月には、今度下請に入れなくなっておりますけれども、その場合でも社会保険等への加入が適用除外のものは対象外としますということで、先ほどから申し上げている、強制的に入らなあかんところはそうやって制限されておりますけれども、それ以外のところはそういう適用除外になってますので、先ほど申し上げましたとおり、小さい企業にとっては、社会保険等

の労使折半の事業主負担の部分が経営にも影響すると考えられますので、指導の方は難しいということでご理解をお願いしたいと思います。

河合議長 北川議員、次の質問をしてください。

北川議員 はい。

それでは、最後になりましたけど、保育園・幼稚園の周辺の飛び込み事故防止についてを再度お尋ねします。

最近、コロナ病に対してのことが盛り上がって、交通事故、瀬田で起きた事故がかなり薄らいできています。そんな中で、見直さなんだらいかんのは、うちの町内でも、小学校の横の幼稚園、保育園のネット網1枚で囲まれているという、また崇徳保育園に関してはフェンスのところ、あそこもフェンス1枚。ちょうど周りに何もついてません。やはり交通事故というのは、どこでいつ起きる。あこは大丈夫や大丈夫やと思っているところでも起きていたところが大半です。また、そういうところに限って、死亡事故とか子供がはねられたとかが大半を占めていると思っております。

そんな中で、やはり行政としてそういう子供たちを守らなければならないと思っております。町行政としては、そういうフェンスをガードレールなり、なおかつコンクリートか何かで防御することを前回もお尋ねしました。多少は動いているというのは聞いております。調べに行ったり、現地を視察しに行ったり、担当課長ならびに視察をしに行っているというのは聞いておりますが、どこら辺まで進んで、現実的に本当にそれをやるのか、やらないのか。僕が前回も質問したとおりに、それを実現できるのか、できないのか。そして、また、今検討しているのか。なおかつ、現場を見に行ってもらっていると思っておりますが、どういう感触だったのかということをお答え、そしてまた、どういうふうに関後進んでいくのかということをお答えを再度求めます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の再質問にお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、事故はいつ起こるか分かりません。ですので、6月議会の後、崇徳保育園につきましては、当課からも崇徳保育園の園長さんと協議して、どこが危険かというのを確認させていただいております。

現在、保育園長とも協議をしながら、その道路管理者としての立場もございしますので、その点を協議しながら、設置できるところには設置していきたいというふうを考えております。

以上です。

河合議長 北川議員、再々質問。

北川議員 再々質問の前に、豊郷保育園のやつは回答をもろうてない。今、崇徳保育園のだけや。

河合議長 はい、課長。

地域整備課長 豊郷保育園は今ございません。愛里保育園のことを言ってくれやるのかなと思うんですけれども。幼稚園や愛里保育園につきましても、今後、教育委員会とも協議をしてまいりたいと思っていますのと、また、10月の中頃には通学路安全推進会議がございますので、その中で、危険箇所等が出てきた場合は当課でも道路管理者としてできる範囲でやっていきたいなというふうに考えております。

以上です。

河合議長 北川議員、再々質問ありますか。

北川議員 はい。これで最後ですけども、検討検討ってね、今課長も最初におっしゃったように、事故はいつ起きるやら分からないのやわ。ああ、すぐ対応しときゃよかったなと思ってても、事故が起きてからでは遅いの。ここは危険、危ないなと思ったら、スムーズに予算組みをしていかなければならないのは行政の役目とちゃうかなと僕は思うのやわ。やっぱり、そこら辺は危険度とか、そういうのを当たってスムーズに的確にしていくのが教育長でもあるし、行政の道路管理者側にもあると思うのやわ。

これは教育長にも同じことが言えると思うのや。ここは危険やさかいに行政に対して、担当の道路管理の方の課長に、ここは危ないさかい、やはりしてもらわんといかんと。そういうことはあって不思議はないと思うのやけども、教育長と課長に再度お尋ねします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 北川議員さんの再々質問にお答えいたします。

子供の安全を守るのは教育委員会の使命でもありと考えております。ただ、保育園・幼稚園等に関しましては、通学路というのではなくて、保護者の送迎であります。そうしたことを考えると、施設の安全面を考えていくのが本来ではないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 北川議員の再々質問にお答えいたします。

現在、崇徳保育園とは協議しておりますので、先ほど最初に申し上げたとおり、何らかの施設については設置したいと思っておりますので、協議が整い次第、至急させていただきたいと思えます。

以上です。

河合議長 次に、西澤博一君の質問を許します。

西澤博一議員 議長。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、一般質問させていただきます。

まず、町長にですけど、水害防止に向けて河川の改修整備を問う。

豪雨時の破堤、溢水等による河川の氾濫が全国各地で発生しております。多くの方々の生命・財産を奪い、おびただしい数の民家や橋、各種施設や文化財等々にも甚大な被害がもたらされています。

国、県、町は、こうした災害を防ぐためにも必要な対策を早急に講じなければならないと考えておりますが、豊郷町では、今、何から早急に取り組もうとしているのか、現状をどのように分析しているのか、答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤博一議員の水害防止に向けて河川の改修整備を問うについて、ご説明させていただきます。

本町においては、本町全域が平地であり、災害が起こりにくい地域であると認識しております。今般の各地での局地的豪雨や台風での被害は想像をはるかに超えたものであり、何十年、何百年に一度といった想定外の雨が降り、甚大な被害を受けた地域もございます。

ありがたいことに、本町においては現在そういった大きな被害はございませんが、平成29年には初めて避難指示が出されるなど、本町でも大きな被害が出るのではないかと危惧はしております。

本町に起こる水害につきましては、宇曾川や犬上川の氾濫、その他河川や水路の氾濫、内水氾濫による被害が想定されております。

町内を流れる一級河川の管理につきましては滋賀県が行っております。滋賀県流域治水の推進に関する条例第9条には、河川における氾濫防止対策の規定が示されており、緊急性の高い箇所を優先して河道の拡幅やしゅんせつ等の整備を実施されております。一級河川の必要な改修につきましては、随時、県に要望をしております。

また、町が管理する準用河川や普通河川の必要な改修につきましては、順次、

緊急性の高いものから実施していきたいと考えています。

以上です。

河合議長 西澤議員、再質問ありますか。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、再質問をさせていただきます。

今回このような質問をさせていただいたのは、今、課長が言われたように、全国的に水害等々の災害が起こっております。実際のところ、うちの町においては、まだそこまではなっておりません。しかし、未然に防ぐに当たって、これからちょっとお伺いしたいと思います。

いろいろ毎回毎回、区からのそういう要望があります。今の答弁は、前回の同僚議員が質問したときの回答とほぼ似ているかなと思います。県が対応するようになっています。しかしながら、河川法の第20条ですけれども、その規制の内容について、河川管理者以外の者が河川工事を行う場合、その工事の設計及び実施設計または維持の実施計画について河川管理者の承認を得なければならないと書いてあります。その中で、ただし書で、草刈り、軽易な処分のほか、これら類する小規模な維持については承認不要となっております。

その件について、管理しているのは国、県、町でありますけれども、このただし書が。豊郷町の一級河川は4つあります。その中にそれが該当するのかわかりません。例えば、今回、一般質問の中で写真を載せていただきましたけれども、岩倉川の河川、今回は土手は刈りましたけれども、中は刈っておりません。雑草が背丈以上に伸びております。これは10号じゃないですけれども、万が一、滋賀の方に来た場合、水害のおそれがあったのではないかと思います。やっぱり水かさが増えて、雑草いっぱいありますので、増水するのは目に見えております。

そこで、そういうようなちょっとした自治体でできること、県がいつもやっているけれども、しかし、町として例えばそういうようなことができるならば、そういうようなことをやっぱり提案するべきではないかなと思うんです。その点について、まずお聞きしたい。

そして、今、課長から、県に要望しているとか、必要な箇所は優先的に実施するとか、それは、県のあれやっていますけど、毎回毎回、毎年毎年、うちの字も含めて、石畑、沢、四十九院等々が一級河川の敷地内にあるので、そのたびに区から要望していることについては、毎回、県の方に要望はさせていただいているんですけれども、しかし、優先順位があるさかいに後回しだということになると、万が一、先ほどの話ですけれども、岩倉川が増水した場合、災害を被るのは、近隣の

方々、上から来る方から下に流れているんです。吉田、目加田、また上蚊野、愛荘町のまちですわ。ここ、両側に家があります。そして田んぼもあります。やはりちょっとしたことで水害が防げるのではないかなと思いますので、その点について答弁を求めます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 西澤議員の再質問にお答えをいたします。

一級河川の管理につきましては、県が管理しているということは従前のおりでございます。ですので、町といたしましては、必要箇所につきましては、平常時からの点検や調査等を行って、県に常に要望していくということが、うちのところとしては求められているところであります。

自然災害はいつ起こるか分かりませんので、草刈りによって流域を流れるので水害が防げるという判断をどこまでできるか分かりませんが、順次、県の方には要望していきたいなというふうに思っております。

また、雨降野が今年度、河川愛護で川ざらいを実施していただく予定をしておりますので、吉田区さんにおきましても一度検討していただいて、実施していただけると幸いかなというふうに思っております。

先日、県の方に要望書を出しに行ったときには、県の方も、ぜひとも区で川ざらいとか河川愛護の事業を実施していただいて、していただくとありがたいなというふうにおっしゃっておられましたので、ぜひとも検討していただきたいなというふうに思っております。

以上です。

河合議長 西澤議員、再々質問はありますか。

西澤博一議員 はい、再々質問。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 今、るる申し上げましたけども、町で柔軟な対応を、県だけに任すんじゃないに市町村が柔軟なことができるようにやらなければならないと思う。そこでお聞きしたいんですけども、河川愛護の予算がついております。この予算についても、高齢化が進んでいる中、将来、うちの字もほかの字においてもなかなか難しい状況になるのではないかなと思います。そういうようなことで、やっぱり19市町村で考えていかなければならないのが現状ではないのかなと私は思います。19市町村、個々にいろんな河川が通っているので、国、県だけに頼るんじゃないに、やっぱり自治体、町、市にある程度のごときは、県が町、市に予算づけをする必要があると思う。

今の話、河川の愛護は、こちら側から要望したさかいに130何万ついたと。ではなしに、やはり県が当初予算として防災関係の予算を見ているんだから、県には19市町村に、災害に対しまして豊郷町は人口がこれだけですから1,000万ですよとか、800万ですよとか、彦根市は何万人ですから、5,000万ですか、そういう按分の予算措置が必要でないかなと私は思うんですよ。

そういうようなことで、その予算を頂くことによって、近隣の町、うちの町は、今の岩倉にしても、みな川にしても、豊郷川にしても緊急にやることができるんです。そのやることは、地元の業者がおられるので、その地元の業者に委託して、早急にやってもらおうと。台風時期が来るまでにやってもらおうと。そういうことはやはり考えなければならないと思います。

そこで町長にお尋ねしたいんですけども、6町の会長をやっておられるということは、県の副会長をやっておられる。やはり県との折衝が多くあると思います。また、そこで、今の繰り返しではないですけども、県が防災関係の予算を見てるのであれば、こちらが要望するじゃなしに、19市町村に防災関係の予算でこれだけ配分しますよと、そういう要望等をやはりしていただきたい。その点について、最後ですけど、よろしく願いいたします。

**伊藤町長** はい、議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、西澤議員さんの再々質問にお答えします。

おっしゃるように、県下のあらゆる河川では、川の中が繁茂しております。しかしながら、県下の中で一番の危険な川というのは、日野川と長浜の方の姉川ですか、あそこらが一番の危険、そしてまた大津の方と、今までに災害が起こったところが主であります。

しかしながら、これ、6町の方も県については、川のしゅんせつ等は毎年強く要望しておりますけれども、なかなか。この犬上郡内の川で危険河川と表示されるのは、多賀町の犬上川だけであります。それほど危険度は少ないということですがけれども、やはり、川の周辺の皆さん方は、私も、ずっと吉田のところのススキが生えて相当長くなっておりますけれども、特に目加田が毎年やっておられますので、その差は激しく見えます。

しかしながら、いかに県がどのような形で、町の範囲でできる範囲というのがどこなのかを明示してもらわないこと、なかなかできない面もあります。やったことに対して、逆に川がおかしくなったとか、県道を町が修繕して、それで何か事故起こったら町が責任を負わんな面もございまして、これはなかなか難しい

ところがございますので、議員おっしゃったように、町がどこまでできるんやと、やった場合はどこまで金をくれるねと、出すのかということ、一遍、10月の5日には県の方に令和3年度の予算要望もしますけど、河川のことはもうずっと日野、竜王が一番危機感を持っておりますし、そして、愛荘町は宇曾川、そして愛知川がございますし、そういうこともありますので、しっかり、ちょっと状況も説明しながら、今以上に積極的な回答を得るように努力してまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

**河合議長** 西澤議員、次の質問をしてください。

**西澤博一議員** 町長、教育長にお尋ねいたします。

新型コロナウイルスによる学校現場の状況と子供たちへの影響を問います。

新型コロナウイルスの発生によって、小中学校や高校などでは、長期休校による子供たちの学習遅れを挽回するために、また感染防止のための校舎消毒作業実施などによって教員等が長時間労働となり、本来の教員の業務が遅れるなど、教育現場は想像以上に疲弊した状況にあるとの報道があります。

このことから、本町における学校現場の様子や子供たちへの影響はどうか、以下の点について答弁を求めます。

- ① 小中学校等の感染防止の対応はどうか。
- ② ①に対する職員の労働時間と子供たちの学習活動への影響はどうか。
- ③ 町全体として、現場の負担軽減をどのように考えているのか。答弁を求めます。

**教育次長** 議長。

**河合議長** 馬場貞子教育次長。

**教育次長** それでは、西澤議員の新型コロナウイルスによる学校現場の状況と子供たちへの影響を問うについて、お答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大により、学校におきましても引き続き万全の感染症対策を講じる必要がありますが、同時に、長期間にわたり、このウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要だと考えております。

そこで、第1問目の小中学校等での感染防止の対応についてでございますが、教室内や子供が集まる際には十分な間隔を保つとともに、マスクの着用やエアコンを活用しながらの換気等について徹底を図っております。また、子供の下校後には、ドアノブや手すり、教室の机など、多くの子供たちが手を触れたり日常的に使用したりする箇所について、消毒や水拭きなども行い、感染防止に努めて

おります。

2つ目の感染防止に対する教員の労働時間と子供たちの学習活動への影響についてでございますが、教員の感染防止に費やす時間は、給食に係る衛生管理や放課後の施設消毒などで、1日当たり40分から1時間程度であると各校園から報告を受けております。

また、子供たちの学習活動への影響につきましては、感染防止対応や授業時間数確保のため例年と同様の学校行事や学習活動を行うことができず、また授業においても子供が一斉に集まって行動することを回避する必要があるため、グループ活動や体験的活動の実施が難しい状態が続いております。

このような状況を踏まえ、各校園におきましては、年間の指導内容の順序を入れ替えたり、実施可能な学校行事等について、子供の満足感が得られるように内容の工夫をしたりするなどの対応を取っております。

3つ目の町全体として現場の負担軽減をどうしているのかにつきましては、県教育委員会の令和2年度教員の教育活動支援事業を受けまして、学校再開後の教員の教育活動を補助するため、授業の補助、家庭学習の企画・準備、宿題提出物の点検、採点業務等、学習に関する支援を行うために、9月上旬をめどに各小中学校に1名ずつ学習アシスタントを配置する予定でございます。

なお、施設設備の消毒等の教員の事務作業を支援するスクールサポートスタッフの導入につきましては、人材確保の問題や国等の補助金を活用した運用などについて課題が残っております。

今後も、教員の業務の負担軽減と併せて、教員がゆとりを持って本来の教育活動に専念できるよう支援していきたいと考えております。

以上です。

河合議長 西澤議員、再質問。

西澤博一議員 はい。

河合議長 西澤議員。

西澤博一議員 それでは、再質問させていただきます。

今、教育次長から答弁がありました。子供たちに対するいろんなことを考えながら授業を行っているのは、よく分かりました。それにまず関わっておられるのは、教職員の先生ではないのかなと私は思います。

この間も新聞等でいろいろと調べながら見ましたけども、その中で、まず何が最も高かったかということ、消毒作業が一番多かったというのが90%。これは対象者がいろいろあるんですけども、1,200人の方が回答されてるんですけども、あと、子供へのソーシャルディスタンスの指導、打合せや会議、子供の心の

不安と向き合うことのパーセンテージが高かったように載っておりました。

それに伴って教職の方々が疲労感やストレスを感じるのがあるというのは聞いております。やっぱり学校の先生も一親であり、家庭に帰れば子供さんもおられるし、また家庭のこともあるというのは新聞等に出ていました。そして、学校で残業しながら、しかし学校だけでできない場合はやっぱり家へ持って帰って仕事をしていると聞いております。働き方改革で文科省は45時間と言っていますが、実際のところは、どこの都府県も全部80時間以上の超過勤務をしているのも聞いております。

そこで、今の答弁ですけれども、消毒作業にかかる時間を少しでも軽減を、教師の負担軽減をすることによって、子供たちの学習内容等を考える時間を与えてあげれば、また、もうちょっと子供の学力の向上につながるのではないかなと私は思います。

感染防止については、今の話ですけれども、スクールサポートスタッフの追加措置というのが国から出ております。緊急的にスクールサポートスタッフを大募集しておりますが、今現在で小中学校で2万600人の予算措置を取っているのが国でございます。その中身の内容については、やはり、家庭学習や家庭への連絡資料の準備の印刷、照合とか、子供の健康観察の取りまとめの作業とか、また、教室内の換気や消毒の感染対策費とか、そういうものが盛り込まれております。その中で想定するのは、やはり人材の問題とかではないかなと私は思うんですよ。

今の話で40分から1時間というのがあります。これは報酬が出ます、今のスクールサポーターのやつは。しかしながら、この時間帯に果たしてそれに携わってただけの方がおられるかというのがまず問題ですわ。3時か3時半に授業が終わったと、あと消毒するのに4時からやったと、4時から5時の間でと、その間に誰が。例えば、これはハローワークに行かなあかんのやと思うんだけど、ハローワークでその時間帯にさて人がいるか、いないか、そこら辺が問題ですわね。そういう点について今どのように考えておられるのか、お聞きしたい。

もう1つは、ボランティアもあります。そして、もう1つは、うちの町にありますシルバー人材センターの方々にも応援がいただけるならば、そういう方にもひとつ、時間帯は1時間から2時間弱ですけれどもどうですかというふうに問いかけをしていただきたい。そのことによって学校の職員の労働時間の軽減ができると思います。その30分か1時間軽減したことに対して、学校の先生も自分らのクラスの子供たちの勉強をどのように進めていくかということをやっただけ。今までは、ずっと同じようにできたけども、コロナの関係で0から

の出発で、今まで積み重ねてきています。しかし、国においては、子供たちのこと、いろんなことを施策等々やっただいてはいますが、裏返した場合、果たして教職員に対しての支援等はどうなっているのかなと私もそれが不安に思ったこともあります。そんなことについて、もう一度答弁を願いたいと思います。

あと、私たちの大事な子供たちのことですので、感染防止は万全にやっておられるけども、いま一度そこら辺は念を押して感染防止のコロナにかからないように施策等を進めていっていただきたい。今の点について答弁をお願いします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 西澤議員さんの再質問にお答えいたします。

まず、1点目の人材確保等についてであります。先ほどの答弁の最後でもお話しさせていただきましたように、教員がゆとりを持って本来の教育活動に専念することができるよう支援していきたいと、この思いは十分なんですけれど、先ほどの話の中でありました人材確保については非常に難しい部分があります。東近江もそういったことを取られましたけど、結局、集まっていたのは半数にも満たなかったということが、過日の新聞にも出ておりました。

また、非常に出不くい時間帯、子供が下校してからの時間帯ということで、なかなか勤務していただくのも難しいかなと。過日も学習アシスタントについては、ハローワークをお願いして広報したんですけど、結局、こちらの方が、最終的に各校長が人を当たらなければいけないという、そういう状況であります。

そういった部分では、今お話しいただいたボランティアとか、あるいはシルバーの方等にも今後また声をかけていって、できる限り人材確保を図っていききたいということも思っております。

もう1点の感染防止についてですけど、実は8月20日から第2学期が始まりました。そのときに、私、教育長名で保護者の方に感染防止と人権への配慮について十分考えていただきたいと、こういう文書を全保護者に配付させていただきました。新たな問題が生じてきて、人権配慮に欠けるSNS等が非常に社会問題化されておりますので、そういうことがないようにお願いしたところでございます。

以上です。

河合議長 西澤議員、再々質問はありますか。

西澤博一議員 結構です。

河合議長 これで西澤博一議員の質問を終わります。

次に、鈴木勉市君の質問を許します。

鈴木議員。

鈴木議員 それでは、一般質問をいたします。

まず、教育・保育・福祉関係施設職員の定期的なPCR検査の実施を求めます。

新型コロナの感染が止まりません。本町でも感染者が発生し、流言飛語が飛び交いましたが、この根底にはコロナ感染に対する住民の皆さんの不安があるからだと思います。今大事なことは、このような住民の不安を取り除く対策を実施することだと考えます。そこで、その一環として、教育・保育・福祉関係施設職員の定期的なPCR検査の実施を求めます。

2つ目は、今年の冬も灯油等暖房費助成の実施を求めます。

今年の3月議会で、「この制度は高齢者に非常に喜ばれている制度でもあり、恒常的に実施してはどうか」ということを求めましたが、今は一定のルールに基づきながらも、実際は毎年実施されてはいますが、今年の冬も実施することを求めます。

3つ目に、エアコン等冷房費助成制度（仮称）の実施を求めます。

2018年9月議会で、命に関わる暑さに対する迅速な対応を求め、「冬は灯油等暖房費助成があるが、夏の暑さ対策を具体的に講じるべきではないか」と質問いたしましたが、今年はコロナの影響でさらに家に閉じ籠もっている時間も多く、（仮称）エアコン等冷房費助成の実施を求めます。

4つ目に、全世帯ならびに教育施設、小中学校、幼稚園、保育園に安定ヨウ素剤の配備を求めます。

2018年12月議会で、万が一、福井原発で事故が起きた場合に備えて、安定ヨウ素剤の各世帯、学校、保育園、幼稚園等への設置を求めました。豊郷病院と協議をしていきたいとの回答でありましたが、その後の協議がどこまで進んだのか、回答を求めます。

次に、安定した町職員・保育士等の確保のために。

2019年9月議会で、保育士確保の抜本的対策について幾つかの提案をさせていただきますが、今年度から保育士等再就職支援金制度が制度化されました。

そこで、1つは、「等」とされていますが、制度の対象者を明らかにしていただきたい。と同時に、今、具体的なこの制度の対象者になる方がおられるのかどうか、説明を求めます。

また、今後、安定した町職員・保育士等の確保のために、その制度を豊郷町職員就労継続支援制度（仮称）として、全町職員に拡充、充実をしてはどうかということを提案いたします。

最後に、独り親の障害者世帯への対応について問います。

独り親の障害者世帯で、高齢になった親が死亡し、障害を持った人が残されるというケースがありますか。これらに対して行政としてどのように対応をされているのか、また、どう対応していくのか、回答を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の教育・保育・福祉関係施設職員の定期的なPCR検査の実施をについてお答えします。

8月28日、安倍首相の辞任会見で、PCR検査を含めた検査機能の拡充として1日20万件を目指す、特に重症化リスクの高い方がおられる高齢者施設や病院では、地域の状況などを考慮して職員の皆さんに対し定期的に一斉検査を行い、高齢者・基礎疾患のある方々への集団感染を防止しますと話されました。

また、感染者が新宿区の次に多い世田谷区が、2万3,000人の高齢者施設、障害者施設、保育園などで4億円を投じて実施する報道がなされていますが、4人1セットのプール方式、自己で検体を採取する方法、公共の最大検体数が4,500体なため、時間と労力を要するため、1か月以内でのとの報道がされています。これについては、専門家からも効果が薄いのではないかと、検体が鼻の奥まで差し入れて採取できないのではないかと、翌日に陽性患者になる可能性があると疑問視されています。

これまでも保健所に何度となくPCR検査について質問させていただいておりますが、保健所はPCR検査を誰もが受けられるようになるには。

議員 ゆっくりと分かるように説明してもらわんと、何を言ってるか分からへん。

総務課長 保健所は、PCR検査を誰もが受けられるようになるには、検査体制の強化が必要であることと、陰性であった場合、それを担保に今までの緊張感が途切れて自分は大丈夫なんだという保証をもとに羽目を外すことが一番怖い。また、陰性と判断されてもすぐに陽性になる可能性もあることから、誰もが受診できるのは今の段階では難しいとの見解です。

確かに、町民の方々の不安も分かります。町としては、湖東管内の感染状況を鑑み、国・県の動向を見極めつつ行動していきたいと考えますので、定期的なPCR検査の実施は難しいと考えております。

あと、湖東地域で地域外来検査センターが9月1日から開設されることになりました。彦根医師会の登録医療機関を受診された方で、医師が新型コロナウイルス感染症を疑い、PCR検査が必要と判断した軽症の方が対象となります。開設日は月曜、火曜、金曜、15時30分から16時30分、完全予約、1日5人

程度、診察した医師が検査センターに検査予約をして、検査センターにおいてドライブスルー方式により検体を採取します。

このように、以前と比べて検査体制の拡充が図られていますとともに、第1波のときの検査検体より、今は3倍から4倍の検査も増えておりますのでということでございます。

以上です。

**河合議長** 課長、関連質問の答弁はないか。

**総務課長** 申し訳ございません。私からは、安定した町職員・保育士などの確保のためにの②について、お答えさせていただきます。

今後、安定した町職員・保育士などの確保のために、その制度を豊郷町職員就労継続支援制度（仮称）として全町職員に拡充、充実を求めますについて、いろいろ調べましたところ、近隣では米原市が実施していますが、これは大学生が在学している期間に支援し、卒業後、米原市に在住するものであります。

また、都道府県で実施している自治体が多数ありましたが、就学金助成事業を企業に補助する自治体、または自治体が直接補助など貸与しています。その中で滋賀県は貸与などはありましたが、支援の部分はございませんでした。他府県では地元に住み続けていただくために実施しているものでございますので、まずは滋賀県に要望していきたいと考えております。

あと、豊郷町で実施する場合、豊郷町職員だけというのは公平性を欠くのではないかと思います。例えば、豊郷町在住県内在勤など、豊郷町に住み続けていただける施策として考えてはどうかなど、いろいろ思慮するところがございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

以上です。

**保健福祉課長** 議長。

**河合議長** 森ちあき保健福祉課長。

**保健福祉課長** 鈴木議員のご質問に3点続けてお答えをさせていただきます。

まず、灯油等暖房費助成の実施を求めるとのご質問ですが、この事業につきましては、社会経済の変化や気候の変動等によって、冬季暖房経費が高騰していると認められたときに、本町に住所を有する在宅高齢者の暖房経費の経済的負担軽減を図るため、冬季の灯油代、ガス代、電気代等暖房経費の一部を助成して福祉の一層の向上を図るものです。

今年度も例年同様、灯油等の価格の動向を注視してまいります。ご理解をお願いいたします。

続きまして、エアコン等冷房費助成制度の実施についてのご質問です。

今年度は、町独自施策であります豊郷町生活支援・経済対策給付金事業と豊郷町新しい生活・支援地域経済対策給付金を実施いたしましたことから、豊郷町民お一人につき2万円の給付金がありました。お役立ていただけているものと考え、エアコン等冷房費の助成については考えておりません。

最後になりますが、独り親の障害者世帯への対応を問うのご質問です。

障害のある人が地域で安心して暮らすためには、身近な地域において必要な医療や福祉サービスを受けられることが必要です。障害のある人の自己決定権と利用者の立場に立ったサービスの提供を前提に、利用者が安心して利用できるよう、サービスの量や質の確保を図り、適切な情報提供と利用者寄り添った支援体制を構築します。

本町には総合病院や福祉サービス事業所があります。保健・医療・福祉のサービスを生かし、関係機関が連携し、地域福祉との連携を強化するとともに、障害のある人が地域で自立して暮らせるように支援していきたいと考えております。以上です。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、私の方から鈴木議員の全世帯ならびに教育施設に安定ヨウ素剤の配備をとということのご質問にお答えをしたいと思います。

ヨウ素剤の配備につきましては、他の機関と協議している中で、保管方法については、一般的な防災倉庫等でも保管できるということが判明しました。使用方法についても他の町との協議をさせていただいたところ、使用方法についても内容をいろいろと確認しなければならないことが出てきたということから、引き続き配備についての検討をさせていただきたいと考えておるところでございます。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 鈴木議員の安定した町職員・保育士等の確保のための①と②についてお答えをさせていただきます。

昨年度の保育所入所に係る不承諾通知書を18名の方に出したことから、議員の皆様方には、保育士確保につきまして、いろいろとご心配をおかけするとともに様々な施策の提案をいただきました。

教育委員会といたしましては、今年度、待機児童を出さないために様々な施策を講じた中の1つが、今回議員からご質問いただきました保育士等再就職支援

制度となります。

この制度における保育士等の「等」の対象者につきましては、豊郷町保育士等の再就職定着継続支援金要綱の第2条第2号に規定されている「保育士、保育教諭または幼稚園教諭で週38.75時間以上の勤務をする者」を指します。

②の具体的な対象者につきましては、この制度ができてすぐの広報紙4月号と8月号に掲載するとともに、町のホームページにも上げているのですが、現在のところ応募はございません。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再質問は。

鈴木議員 はい。

河合議長 鈴木議員。

鈴木議員 まず、PCR検査ですが、少し回答が聞こえにくかったところがありますので、もし聞き違いがあれば、ご了解をお願いしたいと思います。

新型コロナウイルスの感染者が滋賀県でも連日公表され、この2日、3日は少し収まったようではありますが、県内でもその感染が止まりません。今、新型コロナ対策で重要なことは、これ以上の感染の拡大をどう防止していくのかということであると思います。防疫対策をどう進めるかが重要であることは誰もが認める場所だと思います。冬にはインフルエンザの流行が予想されますから、今、防疫対策を充実することは必須の課題ではないかと思っています。

問題は手だてをどうするかではないでしょうか。特に高齢者や子供たち、障害をお持ちの方などをどう守っていくのかであります。その手だてとしてPCR検査が一番有効であることは周知の事実だと思います。

豊郷町で発生したコロナ感染に関し、コロナで小学校が休校になったことを含めて、先ほど同僚議員の回答にもありました。せめて子供と学校の先生だけでもPCR検査を実施して、親も子供も安心して学べる環境がつかれないだろうか、一度、保育所に保健所に問い合わせただけでないかと相談をして問い合わせさせていただきましたが、その回答は先ほど同僚議員への回答のとおりで、いろいろな理由がありますが、保健所としては、誰もが簡単にPCR検査を受けられるものではないという回答のようでありました。

これは国の方針そのものでありましたが、ここに来てPCR検査の拡大について様子が大きく変わってきております。1つは、厚生労働省は、8月18日付「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&A」を改定いたしました。まず、そこでは、感染者が多発している、またはクラスターが発生している地域では、医療施設、高齢者施設等に勤務する方や入院・入所している方に幅

広く行政検査を実施していただくことは可能だと。つまり、8月18日には発生をしているところでは可能だとしたんです。

8月21日の全国知事会とのテレビ会議が報道されましたが、その席で加藤厚生労働大臣は、感染者が出ていない場合でも国が費用を負担するPCR検査を自治体が高齢者などに積極的にやることは可能であると。今度は出ていなくても可能だと言いました。

さらに、8月28日に決定した新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組ではこうされました。政府対策本部の方針ですが、「感染拡大を防止する必要がある場合には、現に感染が発生した店舗、施設に限らず」、発生していなくてもということですね、「地域の関係者を幅広く検査することが可能であることを明確にし、都道府県等に対して積極的な検査の実施を要請する」と。ここまで進んでまいりました。

そんな中、テレビや新聞などで報じられていますが、東京の江戸川区では、4人が1度に検査するプール検査を取り入れて、費用が安くなりますから、いつでもどこでも誰もがPCR検査を受けられる体制をつくり、費用は区が負担するとしました。同じ東京の千代田区では、介護施設、特養、グループホームの職員を対象にして3か月に1回のPCR検査を実施するという方針を打ち出しています。今、国も自治体でもPCR検査の拡大が全国的な大きな流れになっています。

8月20日に彦根医師会と私ども日本共産党犬上議員団で大方2時間、懇談をいたしました。そのとき、彦根医師会の方がおっしゃっていたのは、幾つかおっしゃっていたんですが、1つは、「現場は重症者を出さないことで精いっぱいなんや」と、「こんな防疫まで言うてられません」と大きな声で言うておられました。2つ目には、現場は医者も看護師も保健婦も足らんねやと。これも大きな声で言うておられました。3つ目に言うておられましたのは行政、これは県のことですが、行政は要請はしてくるけど、ちょっとも補償してくれへんと。彦根医師会のお話では、4月に県に要望書を出したのが、その要望書に対する返事が来たのが7月だと言うて、めっちゃ怒っておられました。最後に言うておられたのは、やっぱりこれは国の対策が一番問題なんだということと言うておられました。

確かに医師会の皆さんも言われるように、この問題の責任は国にあることには間違いがありません。先ほどのPCRの検査の拡大にしても、自治体が検査をやると思えばできるんや。自治体に検査をやることを要請する。ならば、国が財政措置を取るべきだと思います。また知事会も要望されています。そこまでは

行っていませんが、しかし、国を待っていても始まりません。今、湖東地域で彦根に地域外来検査センターが設置されましたが、これもまだ条件があります。

国を待っていても始まりませんので、ぜひ、今本町でできる限りの新型コロナウイルスに対する感染症対策を講じていただきたいと思います。回答を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査に関するQ&A」について、追加で、問7と問8が追加されたということと、新型コロナウイルス感染に関する今後の取組の、8月28日の中でも先ほど申されたとおり、患者やクラスターが発生している地域において、その期間、医療、高齢者施設などに勤務する者、入院・入所者全員を対象に言わば一斉定期的な検査の実施を都道府県などに対して要請するというので、ほかのいろいろずらーっといろいろなことが書かれている中で、特にまた保健所の強化、人件費の拡大ということもうたわれていますし、検査体制の拡大と抗原簡易キットの大幅な拡充、拡大も含まれていまして、今後さらにいろいろな簡易な検体検査も出てくることが予想されます。

それと、今日の朝のニュースでは、これからのインフルエンザに備えて、唾液でインフルエンザとコロナウイルスを同時に検査できるキットも今開発されているということもありますし、第1波のときは保健所を通さないとPCR検査ができなかったのが、今現在は委託機関も増えまして、委託機関の医師の先生の承諾があればその医療機関でも受けられるということが増えていきますし、唾液の検査もかなり増えているということで、第1波のときと比べて全然検査体制が変わってきますし、これからもさらに拡充されるということですので、子供たちと保護者へのPCR検査については、今のところ町では考えていないということですので。

あと、滋賀県でも感染者が増えておりますが、湖東地域については患者数が滋賀県の南部に比べてかなり少ないということも考慮していきたいと思います。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員 いや、次に行きます。

河合議長 はい、どうぞ。

鈴木議員 次に、灯油の暖房費事業の実施ですが、3月議会で回答は、例年どおり今までのルールに基づいて実施をしていきたいということでありました。3月議会で

そのルールについて説明がありました。行政が事業を実施する場合には制度設計が必要ですから、その4つの条件に当てはまる場合に実施をしていきたいという基本的な方向は理解ができます。その4つ条件が、基本的にはレギュラーガソリンや灯油の価格が上がっているかどうかというのが実施の判断になっています。

ただ、ここで、今年はコロナの影響がありまして、原油価格自体が非常に不透明になっています。乱高下が非常に激しい。また来週上がるとかいう話もありますが、分かりません。そこで、今年度は、平常時とあえて言いますが、平常時の4つの条件をそのまま機械的に当てはめるのは難しいのではないかというふうに思います。

そこで、今年は4つ条件だけではなく、コロナの影響を鑑みて今年度も実施をしていただきたいということを求めますが、答弁をお願いします。

保健福祉課長 はい、議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

灯油の暖房費助成については、現在のところ、平成29年度から3回連続して実施をさせていただいたところです。令和元年度の実施については、「暖冬やのに今年ももらえるんや」というような住民さんからのご意見もいただきました。5月に一旦ガソリン等が下がりまして、また7月に上がってきたと。また8月末から価格が上がってまいりまして、もう少しお時間をいただきまして価格の動向を見させていただきたいなと思っております。どうぞご理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問。はい、どうぞ。

鈴木議員 町長に。そういう状況で、基本的に実施する方向で検討をお願いしたいと思いますが。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

前回のときには、要綱はしっかりつくってやるべきやということで、鈴木議員さんの方から当局の方にありまして、それで、担当者がつくりました。前回の答え、回答では、すばらしい要綱で、もう毎年でもできるぐらいな要綱でという話でさせていただきました。本当に感心しとったんですけど、コロナでがくっと落ちました。しかしながら、この要綱を見ますと、灯油だけではありません。ガソ

リンにも触れておりますので、120円後半が今はもう130を超えております。十分対応できるように頑張ってまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**河合議長** 鈴木議員、次の質問をしてください。

**鈴木議員** エアコンの冷房費の問題ですが、先ほどの回答、少し違うんじゃないかと思うんですね。確かに2万円上乗せはしていただいたんですが、その2万というのは、あくまでも町民の生活全般を守るためで、その中の1つでやりくりをしていただけないかという回答だったと思うんですが、少し趣旨が違うんじゃないかと私は思うということだけ申し上げておきます。

京都新聞の8月22日付社説は、危険な暑さ、命に関わる暑さというテーマでありました。天気キャスターが毎日危険な暑さ、命に関わる暑さということ、国内史上タイ記録の41.1度が浜松市で記録されたと。2年前に埼玉の熊谷市が浜松と同じ日本の最高気温を記録した日に、気象庁が記者会見をして何と言ったか。1つは、命の危険がある暑さ、これは災害と認識していると、こう言うてるんです。気象庁が。この暑さは災害だと認識をする必要があると。これ、気象庁の見解なんです。この災害からどう身を守るのか。国は、熱中症予防対策を呼びかけるだけでは不十分だと、暑さから身を守る環境づくりが必要ではないかと。京都新聞の社説です。私が言っているんじゃない。こういう社説が載りました。

2018年9月議会で今回と同様趣旨の質問をさせていただきましたが、町長さんの方からは、一定のルールづくりが必要ではないかと。先ほどの答弁と一緒に。いいアイデアがあれば、提案していただければ考えていきたいという答弁でした。それから2年を過ぎてしまいました。私なりに考えさせていただきました。

それから、もう1つは、やっぱり熱中症対策の1つとして考えていく必要があるんじゃないかと。今、熱中症対策で亡くなられる方、緊急搬送される方の多くは室内なんですね。野良仕事で倒れるより室内の方の方が多い。しかも、ほとんどエアコンをつけておられない。そういう意味では、1つは、例えば非課税世帯の方等、そこから始めればいいと思うんですが、エアコンの設置補助を検討するとか、そういうことも必要ではないかと思うんです。

私はこう思うんです。例えば7月15日から8月15日まで、例えばの話です、1か月間で平均気温が、より温度が高くなった日何日あったとか、夏日、30度を超えた日何日あったとか、猛暑日、35度以上が何日あったかなど、幾つかをこれから制度設計をしていただければいいのですが、そういうのを

指標として制度設計をして、来年の夏に向けて検討をしていただきたいと思いますと思いますが、回答をお願いいたします。

**伊藤町長** はい、議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、再質問にお答えいたします。

おっしゃる意味は、本当に十分分かるんですけども、ただ、そういう制度をつくるのであれば、できたら暖房も一体となった高齢者生活支援という形の中のものをやっていった方がいいのではないかなと思います。金額は別といたしまして、できたらそちらの方が。そうしますと、一々何度何度と担当者も目を三角にして記録せんならんですから。するとなればそういう形がベターではないかなと思いますので、これから十分期間をいただいて検討してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いします。

**河合議長** 鈴木議員、再々質問ありますか。

**鈴木議員** いや、もう結構です。

**河合議長** はい、じゃ、次の質問をしてください。

**鈴木議員** よろしくお願ひしたいと申し上げておきます。質問ではないので。

次に、安定ヨウ素剤の問題ですが、なぜ安定ヨウ素剤の事前配置をするのかですが、適切な時期に安定ヨウ素剤を飲めば甲状腺がんを防ぐことができるからであります。

これまでの例では、例えば1986年4月26日にウクライナ共和国のチェルノブイリで事故がありました。小児甲状腺がんは100万人に1人か2人の発症と言われていましたが、チェルノブイリでは事故後、ウクライナと国境を接しているベラルーシでは、約600人弱の子供たちが小児甲状腺がんを発症しています。ところが、同じようにウクライナと国境を接しているポーランドでは、小児甲状腺がんは0でした。理由は、ポーランドでは、大人700万人、子供1,050万人に安定ヨウ素剤を投与したからであります。これはもう経過から明らかになっています。

また、記憶に新しい2011年3月11日に福島原発事故が起こりました。福島県は200万錠を用意し確保していたのですが、国も県も投与を指示しませんでした。ところが、安定ヨウ素剤を飲んだ方がおられます。1つは、福島県立医科大学のスタッフとその家族は飲んだそうです。だからかからなかったそうです。もう1つは三春町という町、この町で住民の皆さんが安定ヨウ素剤を服用されました。福島の事故による甲状腺がんの患者が今、公表されているのは237人なんですけど、この安定ヨウ素剤を服用した三春町からは1人だけだ

ったという報告がされています。

これらの事例からも、あってほしくはありませんが、万に一つ原発事故が起きた場合に、安定ヨウ素剤を事前に飲めば、少なくとも小児がんの発生を防げることは確かであります。副作用の問題が言われますが、それは請願にもありましたが、国の原子力規制庁が言っているのは、副作用はインフルエンザ接種の20分の1に過ぎない。これは国の原子力規制庁がそう言っていますから、ほぼ副作用はないということでもあります。

これが、今、私が持っている私の家族4名分の安定ヨウ素剤です。これ1錠と言われるんですが、固めて買えばもっと安く買えると。これは3歳以下はゼリー状なんですけど、そのゼリー状もあるということでもあります。ぜひ、今までの事例からもあるように、あってほしくはありませんが、万が一、事故が起きたときのためにぜひ安定ヨウ素剤の設置を求めたいと思いますが、回答を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 北川総務課長。

総務課長 それでは、鈴木議員の再質問にお答えをしたいと思います。

昨日の請願の中の趣旨、いろいろと私も読ませていただき、聞かせていただきました。今後、また委員会で審議をされると思うんですけども、その中でも、今のご質問の中にもございましたように、比較的安価で、または副作用もなく、発症がないというような絶大な効果があるということ、また、万が一の事故のときには4時間半で豊郷町に何らかの被害が及ぶ可能性もあるということから、そういう部分では導入、備蓄されています市町等の状況もいろいろとこれからも状況把握をして、導入に向けて検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

河合議長 鈴木議員、再々質問ありますか。

鈴木議員 次に行きます。

河合議長 次の質問をどうぞ。

鈴木議員 次に、安定した職員の確保について再質問をいたします。

先ほど回答がありましたけど、2019年の9月議会で保育士確保に向けた抜本的対策について質問をいたしましたけど、それが、今回質問した、今年度から再任用ということで実現したというので非常にうれしい限りであります。そのときに、もう1つは、採用した保育士が大学奨学金を返済している場合に、例えば勤続年数において、その返済を町が負担する制度を検討したらどうかということも申し上げました。その答弁では、例えば、長浜市では保育士等奨学金返還制

度がもう実施されていて、これはびっくりしたんですが、借りた奨学金の1年目は6分の1といいますから、500万借りていたら30万になるんですね、2年目は5分の1を援助する、そういう制度があるということを教えていただきました。

私が今ここで取り上げましたのは、本町が職員を採用しなかった、私は空白の10年間と呼んでいます、空白の10年間の影響が職員体制に如実に表れています。このことに学んで、安定した職員の確保、保育士も含めてですが、を豊郷町の将来を見据えたとき、重要な課題ではないかと考えます。豊郷で働こうか、豊郷の試験を受けてみようかという魅力を発信することが大事かと思いません。

少しずつですが、長浜市の例を参考にしながら、採用した町職員・保育士が大学奨学金を返済する場合、それを支援する制度を検討してはどうかと。今大学の進学率が約70%、大学生が348万、奨学金を借りているのは37%の129万人に及んでいます。奨学金については、別名地獄の学生ローンと呼ばれる実態があるというのも報道されています。

先ほど回答がありました、私も賛成したいと思いますが、この制度を若者定住対策として活用していくことも検討してはどうかと。例えば豊郷に住み続けていくという制度、逆に言えば、豊郷の子供を豊郷の職員に採用した場合には、またいろいろな十分な上乘せも検討したらどうかと思います。いずれにいたしましても、将来の行政運営を担う職員の安定的な確保について、そういう制度を検討してはどうかと思いますが、回答を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 鈴木議員の再質問にお答えします。

課内等いろいろ話し合いました、豊郷町にいかに住み続けていただくかということが一番大事になってきます。今の町税の収入においても、働いている方が豊郷町に住んでいただくということで税収も上がるということですので、そういうことで今後ちょっと考えていきたいと思っていますので、よろしく願いします。

河合議長 鈴木議員、再々質問。

鈴木議員 いや、次に行きます。

河合議長 次の質問、どうぞ。

鈴木議員 では、最後の障害を持つ方の独り親世帯の問題について、再質問をさせていただきます。

先ほど、障害を持つ方も地域で住み続けられる、そして自立がしていける、そういう地域制度をつくっていきたいという回答がありました。そのとおりだと思います。それをどうしてつくっていくのかということだと思います。

障害を持つ方の独り親世帯が何世帯あるのかというのを町では把握されていないということでしたので、私の障害関係者といいますか、知り合いの方に聞いてみましたところ、今、ある組織に入っている方の中だけでも13世帯。そのうちの母子世帯が5世帯。これは、その方らが把握しているだけですから、もう少しおられるんだろうと思います。

今、障害のある人が、親亡き後、どこで暮らしていくのかというのが大きな社会問題になっています。2020年、今年です、9月2日の中日新聞に「障害者の親亡き後、追う」という記事がありました。そこには、重い障害のある人が親亡き後も地域で暮らし続けられるよう、家族や支援者が奮闘するドキュメンタリー「普通に死ぬ～いのちの自立～」が完成した。利用できる福祉サービスや医療が決められる中、障害の有無にかかわらず、誰でも地域で普通に生き、死ぬにはどうしたらよいかを問いかける。先ほどのお答えのとおりです。障害を持つ息子と2人暮らしで、がんに侵された自分の体の不調を感じながらも、胃ろうなどで24時間の看護が必要な息子を案じ、病院にも行かなかった親子が紹介されています。

これによく似た事例が豊郷でもあったことは、2年前にご紹介をさせていただきました。本当に身につまされる話ですが、2年前に紹介した事例では、幸いにも、町の皆さんの懸命な努力もあって、今もある施設で取りあえず暮らしていけるようになりましたが、このような現実を受け止め、この人たちが安心して暮らせる公営のグループホームの建設をこれから考えるべきではないかというふうに思うんです。

一方、こういう状況を見てみたり、今、こういうチラシが入っているんですね。「障害者グループを賃貸で始めませんか。0から始める障害者」。ここには何が書かれているかといいますと、行政の説明会では絶対に聞けない、ここに書いてある、そう書いてあるんです。運営のイロハが知りたい方へ。スタッフ募集はハローワークだけで十分、近隣対策のポイントを教えます。グループホーム開業に借入れは必要ない。いろいろ書いています。憲法で営業の自由を保障されているとはいうものの、障害者を取り巻く現実がこのような形にゆがめられているというのも事実ではあります。

そういう意味では広域でこの問題をすぐに解決できるとは私も思いません。ただ、今から手を打つ。今、アメリカでは黒人の人種差別が問題になっています。

ブラック・ライブズ・マター、黒人の命も大切だと。私は、例えば税が払えなくて困っている方の命も大事だと思います。全ての方の命を大事にする。その意味では、広域の障害者問題を協議する場が年に一、二回開かれています。ぜひそういう場で。あれ、1市4町でしたか、3町でしたか、そういう協議会が行政で開かれておりますので、この問題を豊郷から発信していただいて、具体的に足を踏み出していただきたいと思いますが、回答を求めます。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 鈴木議員の再質問にお答えをさせていただきます。

障害の状態はお一人お一人様々でありまして、生活状況につきましても、誰一人同じということはありません。関係機関が連携しまして、状況に応じた支援に努めていきたいと思っております。

また、障害のサービスの利用者さんには相談員さんがついております。それぞれが様々な支援があると思っておりますので、その支援をつないでいきたいと思っております。

以上です。

河合議長 これで鈴木議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分で。

(午前10時56分 休憩)

(午前11時06分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

中島政幸君の質問を許します。

中島議員 議長。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、質問に入らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援施策の状況についてお聞きします。

これまでに経験したことのない新型コロナウイルス感染対策について、国、県や町独自の対策が行われているが、広報とよさと7月号、8月号に掲載されている支援施策の状況について、各施策の進捗状況、件数、給付比率を問う。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の新型コロナウイルス感染症に伴う支援施策の状況についてにお答えします。

広報7月号の生活支援・経済対策給付金、いわゆる1万円の上乗せについて

は、9月30日までですが、対象者7,328人のうち受給者7,317人、99.85%でございます。

あと、広報には記載されていませんが、特別定額給付金10万円については、8月12日に終了し、対象者7,357人、支給者7,347人の99.86%。あと、新しい生活支援・地域経済対策給付金、これも1万円の上乗せで7月15日、議会で議決された分でございますが、9月30日までですが、対象者7,324人のうち支給者7,313人で、99.85%となっております。

以上です。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、中島政幸議員の新型コロナウイルス感染症に伴う支援施策の状況についてのご質問のうち、医療保険課分についてお答えします。

まず、国民健康保険及び後期高齢者医療の傷病手当金についてですけれども、申請者は0でございます。

続いて、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の減免ですが、8月末時点で、介護保険料については6名分、金額については、令和元年度分が5万9,384円、令和2年度分が30万4,086円、合計で36万3,470円となっております。

後期高齢者医療保険料については、1名分、金額については、令和元年度分が5万680円、令和2年度分が22万3,858円、合計で27万4,538円となっております。

妊娠中感染予防対策支援給付金についてですが、8月末時点で申請者は24名。こちらは対象者が28名ですので、給付比率については85.7%となっております。

以上です。

保健福祉課長 議長。

河合議長 森ちあき保健福祉課長。

保健福祉課長 中島議員のご質問にお答えをさせていただきます。

保健福祉課のひとり親世帯臨時特別給付金につきまして、この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯を支援するため臨時特別給付金が支給されます。国の事業でございますが、実施主体は県になります。申請窓口は町がしております。対象は6月の児童扶養手当受給者、また、コロナ感染症により収入が児童扶養手当受給者と同じ水準になった世帯が対象のため、数字を把握することは困難で、つかめておりませ

ん。

6月の児童扶養手当受給者88世帯につきましては、申請が不要でありまして、8月26日に給付金が振り込まれております。そのほか11世帯の申請がありました。

以上です。

**税務課長** はい、議長。

**河合議長** 山口税務課長。

**税務課長** 中島議員のご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症に伴う支援策についてのお尋ねですけれども、税務課といたしましては、国民健康保険税の減免及び徴収猶予についてお答えさせていただきます。

まず、国民健康保険税の減免についてですが、8月31日現在、7件であり、減免金額といたしましては98万6,600円でございます。

次に、徴収猶予についてですが、8月31日現在、11件で、徴収猶予額は896万9,700円でございます。内訳を申し上げますと、法人町民税660万9,900円、町県民税18万4,300円、固定資産税217万5,500円でございます。

以上でございます。

**教育次長** 議長。

**河合議長** 馬場貞子教育次長。

**教育次長** 中島議員の新型コロナウイルス感染症に伴う支援施策の状況のうち、教育委員会からは、大学生等生活支援金と遠隔地学生生活支援の状況についてお答えをさせていただきます。

まず、大学生等生活支援金につきましては、4月27日現在において、この日にちにつきましては、町が特別定額給付金の支払いの基準日でありますけれども、その日におきまして町内に住民票がある大学生等に学生1人当たり5万円を給付する制度でございますが、こちらにつきましては、広報紙やホームページ掲載のほかに、8月上旬に全戸配布にて周知をいたしました。8月末日現在ではございますが、79名の申請があり、130名を予定していました給付費率といたしましては、60.8%でございます。

また、遠隔地学生生活支援につきましては、こちらも4月27日現在が基準日となっておりますが、町外に住民票がある大学生等を持つ保護者に1万円を給付する制度であり、広報紙とホームページの掲載により広報し、8月末現在5名の申請でございます。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 中島議員の新型コロナウイルス感染症に伴う支援施策の状況についてお答えいたします。

私の方からは、事業者向け新型コロナウイルス感染症対策臨時支援金の進捗状況につきましては、8月末現在で申請件数は1件です。給付費率といたしましては0.4%です。

以上です。

上下水道課長 議長。

河合議長 森本上下水道課長。

上下水道課長 それでは、中島議員のご質問についてお答えをいたします。

上下水道所管の支援策としましては、水道基本料金の免除でございます。水道を使用している方を対象として6月請求分から減免を始め、9月請求分までの予定としており、実施状況としましては、6月から8月の3か月間で合計7,414件分を免除しております。また、金額としては1,110万3,500円でございます。

なお、9月の見込みとしては2,477件程度を見込んでいるところでございます。

以上です。

河合議長 中島議員、再質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、再質問に入ります。

今、各課、支援施策の進捗状況をありがとうございました。その中で支援施策が100%に達していないところは、達しなかった理由が分かっているならば教えていただきたいのと、もしその理由が定かでなければ、想定される理由があれば教えていただきたいということで、よろしく申し上げます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の再質問にお答えします。

総務課の方では10万円と1万円の上乗せ、2万円を給付していたんですけども、99.85%、99.86%であと少し、11名ほどだったんですけども、住所だけ置いてここにおられない、住所不定、手紙、知人のとこないかなと思っ

ていろいろ探して問合せとかいろいろしたんですけども、どうしても足取りがつかめないということですので、100%に達しなかったということです。

医療保険課長 はい、議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、中島議員の再質問にお答えさせていただきます。

当課の方につきましては、妊娠中感染予防対策支援給付金ですけれども、現時点で4件出ていないということで、1件については、国外で出産されてまだ帰ってきておられないという案件がありますので、その1件についてはもう少し帰国の状況を見てまた申請の勧奨をしていきたいのと、あと3件につきましては、1回目の通知以降まだ再勧奨の通知を行っておりませんので、この9月議会に昨日提案させていただきました感染予防の枠の拡大分の方もありますので、そちらとあわせて再度通知をさせていただいて、できるだけ100%になるよう今後も努力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会が給付する制度につきましては、大学生等ということで、母数が確定しないということで100%にならないということでご理解いただきますようお願いいたします。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 私の方からは、当初、町内の中小企業、また個人事業主の方が450件のうち約250件の方を見込んでおりましたが、いろいろお聞きすると、基本、国の持続化給付金の中小企業、法人200万と、個人事業主100万の方を優先的に給付されるよう申請をされているということで、ちょっと今のところ少ない状況です。

以上です。

河合議長 中島議員、再々質問ありますか。

中島議員 はい。

河合議長 中島議員。

中島議員 それでは、再々質問に入ります。

感染拡大の終息が見えない中、日々の業務に加えて、大変だと思いますが、今後も国や県、また地方独自の対策が行われると思います。このような支援施策が

町民の皆さんへ隅々まで行き渡ることを考えるのも、また行政の役目だと思っております。広報やオフトークなど既存の方法を継続しながら、今後の周知をどのように考えておられるか、お聞かせください。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 中島議員の再々質問にお答えします。

給付金の1万円の方は9月30日までなんですけども、これにつきましては、特別定額給付金の申請をいただいた口座に振り込んでおります。あの方というのは、本当にもう豊郷町ではどうしようも手だてが打てないような方ですので、ちょっとこれ以上は周知することが難しいのかなと現在思っております。

以上です。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 中島議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

大学生等の給付等につきまして、締切りがもうすぐ近づいてくるということで、全戸配布で周知することとホームページにもう一度掲載することはもちろんのことなんですけれども、今後申請に来られた方、大学生の生活支援につきましては大学生が申請となっておりますので、その方々に、あなたのお友達の中で、こういう制度があるんだからということで周知をしてもらうということも1つの方法かなと思っております。

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今後の周知につきましては、今後、滋賀県の新しい生活・産業様式確立支援事業という県事業があるんですけども、これに上乗せして町独自で5万円の独自事業をする際に、あわせて周知の方をさせていただきたいと思っています。

以上です。

河合議長 これで中島議員の質問を終わります。

私からちょっと1つお願いしたいんですけど、今、全部署の第1回目の答弁の数値、あれをまとめて表で頂けませんか。予算決算委員会の時に提出をお願いします。

ここで暫時休憩といたします。再開は13時で。

(午前11時25分 休憩)

(午後 0時56分 再開)

河合議長 それでは、再開いたします。

それでは、高橋直子君の質問を許します。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋議員。

高橋議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

子供たちに安心安全な環境と食材をとということで、町長と教育長にお伺いします。

1994年(平成6年)の町内小中学校のグラウンド改修工事、これは土の入替え工事でしたが、その後、「工事以前にも増して草の生え具合がひどくなった」という声が議会からも上がりました。私は当時の議会で繰り返し調査と改善策を求めてきました。

日栄小学校の場合、請け負った体育施設建設株式会社は、除草剤ラウンドアップをまいて枯らした後、重機でかき集めたり、グラウンドをならしていたことを記憶しています。そして、2015年、いろんないきさつのもと、WTOは、除草剤の主成分グリホサートに発がん性があることを正式に認めています。

子供たちの健やかな成長のため、自然環境破壊にもつながる危険な除草剤を校庭や公園に使い続けることをやめる方向にかじを切っていただきたいのです。そのためには、校庭の草が生え過ぎる、私は決して草が生えるのはおかしいと言っていません。生え過ぎる原因究明をしっかりとすることと、学校現場や子供、保護者に過度な負担をかけないためにも、一度思い切って土の入替えをすることを再度提案いたします。

また、学校給食用のパンからもグリホサートが検出されたという報道がありますが、本町の場合はいかがですか。ほかの食材も、より安全性の高いもの入手する必要があると考えますが、見解を求めます。

続きまして、今こそ、少人数学級実現を。

新型コロナウイルスが広がる中、子供たちの不安や学びの格差が深刻となっています。また教育環境として、本町では、現在、豊日中学校で、1年生が33人と34人ずつの2学級、3年生が35人と34人ずつの2学級、豊郷小で3年生が35人で1学級、日栄小学校では、2年生で35人が1学級、5年生で36人が1学級というマンモスクラスの実態があり、3密にならざるを得ない状況となっています。

教育長からは、先の一般質問への答えで「町講師の配置で少人数指導の対応をする」という答弁がありましたが、どのように取り組まれたのか、密になることはなかったのかなど具体的な説明を求めます。

国が予算計上をして積極的に取り組むのが一番であることを前提として、少人数授業から少人数学級実現への今後の展望と見解を求めます。

続きまして、町長にお伺いします。

インフルエンザ予防接種補助金の対象拡大を。

新型コロナウイルス感染症拡大がいまだやまず、この冬のインフルエンザ流行の時期と重なれば、医療機関の診療体制が逼迫することが危惧されています。そこで、できる予防を積極的に行うことが必要だと考えます。本町は65歳以上の高齢者と障害者・障害児に対して、1人当たり1,000円の補助金を出して予防接種を推奨しています。また、18歳までの子供たちへの医療費の無償化も、もう既に実現して、喜ばれています。

免疫の弱い子供たちの命を守るために、インフルエンザ予防接種の補助金の枠を拡大して、18歳までの子供たちにもインフルエンザ予防接種の補助金を新設してはどうかと考えますが、答弁を求めます。

続きまして、命を守るためにガードレール設置を。町長に求めます。

6月19日に豊郷川沿いの町道から豊郷川に転落し流された方が亡くなるという痛ましい事故がありました。現場を見に行くと、吉田橋付近には日栄小に向かって一部分だけガードレールが設置してありますが、そこから日栄小学校付近までは設置されていませんでした。彦根警察交通課に聞き合わせに行くと、転落されたのはそのガードレールのない部分であるということでした。

この道は、交通量の多い中山道からの抜け道として使われ、車だけでなく、散歩をする町民の姿もよく見かけます。道路と川との距離が短く、川底への傾斜が急なので、転落したら今回のような大きな事故につながります。早急にガードレールを設置する必要があると考えますが、町の見解を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 高橋議員の子供たちに安心安全な環境と食材をのご質問のうち、環境問題について、まずお答えをさせていただきます。

昨年度もお答えをさせていただきましたように、草の生え具合というものはグラウンドの使用頻度により変わってくることで、また、薬剤散布につきましても、使用する学校には適切な使用方法を遵守して使用することを指導しているということでご理解いただきたいと思います。

また、学校給食用のパンからグリホサートが検出されたという報道があったということですが、本町の場合は滋賀県学校給食会にて指定されている業者から納入されております。県に確認しましたところ、安全であるとのもとに調達し、

委託業者において加工し提供されているとのことでした。また、パン以外の食材につきましても、子供たちに安全安心な学校給食が提供できるよう努めているところでございます。

続きまして、今こそ、少人数学級実現をについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今年度、本町の小中学校におきまして、1学級当たり児童生徒数が35人前後の学級がございまして、現在、本町では町費講師を小学校には各2名、中学校には3名配置し、少人数指導やチームティーチングを推進して、きめ細やかな指導のもと、確かな学力の定着に努めております。また、町費講師のほかに、県費の少人数指導加配教員が各小中学校に1名から2名配置され、小学校では特に算数科を、中学校では数学科、英語科を中心とした少人数指導に力を入れております。

このような教員と学級担任等が連携を図りながら少人数指導を進めるとともに、児童生徒の実態や教科などの特性、学習指導等の効果、教室や施設の規模などを考慮し、工夫しながら行っているところでございます。

なお、小中学校の学級編制を行うに当たりましては、令和2年度滋賀県学級編制基準を標準としての基準とすることと定められており、1学級当たりの児童生徒数の基準は、小学校第1学年については35人、第2学年以上は40人、また、中学校は40人としています。ただし、児童生徒の実態を考慮して特に必要があると認められる場合の、小学校第2学年から第6学年及び中学校第1学年から第3学年の基準は35人とすることができる。この場合、小学校第4学年から第6学年及び中学校第2学年ならびに第3学年の1学級当たりの人数は20人以上であることとするとの定めがあり、本町ではこの規定に基づき、学級編制を行っております。

以上のことから、少人数学級の実現につきましては国や県の施策・制度によるところが非常に大きく、現状といたしましては、少人数指導をさらに充実させるために県費の加配教員等の増員に向けて関係機関に働きかけているところでございます。

以上です。

医療保険課長

はい、議長。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、高橋直子議員のインフルエンザ予防接種補助金の対象拡大をの質問にお答えする前に、質問の中で一部訂正の方をお願いしたいと思います。

65歳以上の高齢者の方につきましては、自己負担1,000円で予防接種が受けれるということですので。あと、障害者・障害児につきましても自己負

担1,000円以外の超えた部分を償還払いしておりますので、その点だけ、ちょっと訂正をお願いします。

それでは、お答えの方をさせていただきます。

以前にもお答えしておりますとおり、インフルエンザの予防接種については、65歳未満の予防接種につきましては任意の予防接種であることから、公費助成の対象でないというふうに考えております。ただ、現下の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今年度限りでございますが、インフルエンザの予防接種費用の一部助成の実施を現在検討しております。ワクチンの製造数にも限りがございますので、その点を踏まえ、対象範囲、金額等、できるだけ早期にお示しできればなというふうに考えておりますので、ご理解の方をよろしくお願いします。

以上です。

地域整備課長

はい、議長。

河合議長

岡村地域整備課長。

地域整備課長

高橋議員の命を守るためにガードレール設置をについてご説明申し上げます。まずは、痛ましい事故が起こり、亡くなられた方に対しまして哀悼の意を表します。

さて、事故がありました道路は町道豊郷川横道線であり、町道として町が管理している道路となっております。議員ご発言のとおり、ガードレールは、宇曾川と合流する吉田橋の付近と真ん中あたりのT字路のところには設置されておりますが、それ以外の場所には設置されておられません。また、道路と川までの高さが高く、道路から落ちると危険であることは認識をしております。

しかしながら、この道路におきましては、道幅も狭く、私どもが確認している形では車や歩行者の交通量は少なく、また、直線で見通しもよく、通学路でもないため、危険度については低いものと判断しております。また、ガードレールを設置することによってさらに道幅が狭くなり、車両が対向することができない等の弊害もあることから、現在のところはガードレールを設置する予定はございません。

以上です。

河合議長

高橋さん、再質問。

高橋議員

はい。

河合議長

どうぞ。

高橋議員

それでは、再質問させていただきます。

まず、安心安全な環境のところですけども、町長は、前回の私の一般質問へ

の答えで、12月議会でしたね、いろんな勉強をなさっているようなことをおっしゃっていました。私は今日この本を紹介したいんですけども、山田正彦さんという元農林水産大臣が書かれた今年度発売の本です。山田さんのお話をちゃんと聞いていただけている、講演を視聴されているということにちょっと安心するところがあるんですけども。

私がなぜ繰り返しこのことを申し上げているかといいますと、商工新聞というのがありまして、そこにほんとショッキングな記事が出たんです。2018年8月10日に、アメリカの校庭の管理者である労務の方ですね、ドウェイン・ジョンソン氏がサンフランシスコ地裁に、除草剤をずっとまく仕事をしていた、その結果がんになったということで損害賠償裁判を求めてはったんです。昨年、その判決が出まして、損害賠償を含め約3億ドル（320億円）、こういう賠償金を支払うように農薬を作っている米モンサント社に命じました。

この種の裁判は世界中で起こされていて、今年になって米モンサント社を買収したドイツのバイエルン社というのが100億ドル、約1兆1,000億円のお金を和解金として支払うことになったということも、この間の流れで分かっています。

町長は、この山田正彦さんの講演などを聞いてどのように感じられたか、そして、今、思っておられるかをぜひお聞かせ願いたいと思います。

というのは、ちゃんと分量を守れば大丈夫だと、このジョンソンさんも思っていたわけですが、けど、結果的にグローブのような手になって、皮膚がんみたいなのが発症している、その写真含めた新聞記事を私は先おとし見ましたので、住民懇談会での住民からの意見として町に出しました。そして、せめて学習会をしませんか、こういうことを提案しているんです。けども、それも実らずに、今年も、今、皆さん、何かの機会に行かれたら分かるんですけども、日栄小のグラウンドは除草剤がまかれた状態で真っ茶っ茶の感じですよ。その中で子供たちは運動をしています。それを見ると、本当に胸が詰まる思いになるんです。

町長、山田さんのこのお話なんかをお聞きになって、今どう思っているか。教育長もこういうことはご存じだと思うんです。といいますのは、昨年、私、教育委員会にその新聞の記事と裁判のことを載せたものをお届けしています。町長、教育長が子供たちの安全な環境づくりのためにどう思っておられるのか、重ねて聞きたいと思います。

そして、私、彦根愛知犬上郡内の教育委員会に取材というか調査をしてみました。すると、甲良町の小学校以外は、どこも除草剤は使っていません。多賀町においてはシルバー人材センターにお願いしているとか、愛荘町もそのような傾

向の答えをいただいています。もう切り替えましょうよ。そのことをぜひ答えてください。

そして、その当時の議会で文教の委員長だったのが町長でした。そして、日栄小に関しては、流用土を使ったという表現があったんです。私も分からなかったので、具体的に聞いたら、城陽市の水道施設で浄化するときに出る砂、それを再利用したんだということを記憶しているんです。その土と、いわゆる普通のところでやってはる工事の土の成分とはどう違うのかというのも、ぜひこの機会に調べるべきではないでしょうか。

この件に関して、取りあえず再質問はこれで終わっておきます。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えいたします。再質問か。

河合議長 再質問です。

伊藤町長 この前お答えさせていただいたとおりです。私が言うたから、あんたはその本を買ったんでしょう。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問は。

高橋議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 答弁が全く変わってないのが本当に残念です。この山田さんは、世界の今の除草剤の使われ方、そして、今どうなっているか、問題点はどこなのかなどを詳しく分析されています。

町長は、分量さえ守ればという思い込みというか、自分の思いで今も変わらないわけなんですけれども、発がん性があることが分かっていたら使わなかったよという、そういう訴えた裁判で、結局、勝利したという現実もあるんですからね。何とか切り替えることを考えるべきではないでしょうか。

教育長の答弁がなかったんですけれども、教育長はいろんな学校をご存じだと思います。日栄小みたいに大変な状況の学校をご存じですか。そして、私、教員をしている友人等に聞きますと、学校の校庭に除草剤をまくというのは考えられないという人が全員でした。そういう観点を教育のプロとしての教育長はいかがですか。子供たちや親御さんが協力するのは、除草作業するのは、そこをするなど言っていない。けども、去年の学校長の私への答えは、取りおおせる草ではないと、もう仕方がないんですと、こういう答えでした。

先ほど提案したみたいに、シルバーさんとかに依拠する、何回かのうちの1回

はそうするとか、道を開くべきではないでしょうか。よろしくお願いします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

私も、教員歴40年足らずですが、多くの学校を回ってきました。草の生えなかったグラウンドは1つもありませんでした。

以上です。

河合議長 高橋さん、次の質問に進んでください。

高橋議員 それでは、少人数学級について再質問をさせていただきます。

今の滋賀県の学級定数等の報告をしていただきましたけれども、日栄小の5年生で36人が1学級という、こういうマンモスクラスがあるんですけれども、これについても私はこの質問の冒頭で聞いています。どんな様子だったのか。もっと詳しく、聞いておられる議員の皆さんが「ああ、なるほど」とか「へえ」とか分かるような答弁をしていただきたいと思います。

そして、今はそのようにするしかないかもしれません。国がお金を出しますという確約をしてませんからね。

私は昨日のあれでも言いました。少人数学級の意見書に関してご紹介しましたけれども、その中でも、文部科学大臣が、自分個人としては少人数学級に向かってもう動く時期に来ているということをおっしゃっているんですね。けども、あえて個人ということをつけなきゃいけないとか、そして財源をちゃんと。6月議会でもご紹介しましたけれども、私たちの党の志位委員長が安倍首相に提案したときに、安倍首相すらもその気になるような発言はあったんです。あとは財源をどう確保するか、先生方をどう確保するかということが今求められています。

新聞報道では、私たち「しんぶん赤旗」でよく報道しているんですけれども、今や一般誌、週刊誌すらも少人数学級のことを取り上げています。そういう点では追い風、教育委員会に対しても追い風だと思うんです。ここに中日新聞があるんですけど、「少人数学級に財源の壁、コロナに現場では期待感」がある。子供も、保護者も、そして周囲を取り巻く方々も、今ここのコロナの時期が示してくれた少人数学級の大切さを生かして、皮肉なことにコロナがこのことを教えてくれました。これを生かして、少人数学級が常時そういう状態であるための道を開く、その提案をしているんです。

先生方がなかなか集まらないとかいう返答が来そうな気がするんですけれども、でも、手をこまねいていずに、町として来年度なりがちゃんとした体制が取

れるように、国や県を待つだけではなくて、町としても講師、講師じゃない、本当は正職の先生を雇うのが当たり前ですけれども、戸田町長の時代に日栄小学校の場合は35人を2クラスに分けていただけた、そういう時代がありました。そして、教育長もその日栄小で教頭として勤務なさっていました。そういう経験をお持ちです。思い切って町として、国、県がその気に入らないのなら、町として何とか先生を集める、そして、少人数の学級を豊郷で実現させる、こういう意気込みをぜひお聞かせ願いたいのですが、今のところ、先ほどの答弁はなかなかいい答えではありませんでした。

それでは、お聞きします。教育長会では、どんな話になっているんでしょう。

そして、文部科学省からいろんな通達が来ていると思うんですけれども、最新の情報を教えてください。

今、全国的に教育研究者の皆さんが全国的に署名も集めています。今こそ少人数学級をという署名を展開していますけれども、そういう子供や保護者、そして支える皆さんの思いをどう受け止めるかも、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

そして、先ほども言いました。具体的な説明というのは、ぜひ資料とかを含めての情報提供をお願いしたいんですけれども、文教の委員会とか、そういうところで、マンモスクラスの状況と少人数になったときの状況とはこう違いますとか、そういうのをぜひ情報提供をしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。よろしくをお願いします。

教育長 議長。

河合議長 堤教育長。

教育長 高橋議員さんの再質問にお答えいたします。

ちょっと幅広かったので、どこら辺に焦点を当てて答弁させていただいた方がいいのか、ちょっと迷っているところですが、日栄小学校のマンモスと言われているのが2年生の5年生のことを言われているのかなと思うんですけど、これは、この前もお話しさせてもらったとおり、35人満杯、6人満杯であっても、隣の教室が空いておりますので、必要に応じてそこで少人数指導しておりますと、このように答弁させていただいたように思います。そのことをよろしくお願ひしたいと思います。

また、少人数指導、少人数学級であります、教育委員会といたしましては、最初の答弁でもありましたように、県からの通知があります令和2年度滋賀県学級編制基準、この基準、ルール、その規則に伴って人数配置をしておりますので、そこを逸脱する行為というのは、今度はまた教員の引揚げ等にもなりかねませんので、そのところをご理解いただきたいと、こういうふうに思います。

ただ、35人学級の実施については、町村教育委員会連絡協議会でもって、県あるいは国の方にも要望しております。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問ありますか。

高橋議員 通達のこととか。

河合議長 再々質問ありますか。なければ次に行きます。

高橋議員 すいません。

河合議長 再々質問ありますか。

高橋議員 問われたことにちゃんと答えていただきたい。

河合議長 再々質問ですか。

高橋議員 再々質問です。

河合議長 はい、どうぞ。

高橋議員 本来ならば、先ほど答えていただきたかったです。先ほど、県の基準に応じているというのは今年のことですよね、今年度のことですよね。私が聞いているのは、少人数学級が求められているこの今の状態において、未来に向かってどうしていくんだということを問うています。

文部科学省はいろいろと通達を出していると思います。そして、先ほども紹介した、安倍首相も、そして文部科学大臣も前向きに変わりつつありますよね。その中で、今、教育長として、そして町長として、なかなか。財源さえ今示していただけたら、国民、町民は不安じゃないんですよ。ただ、いい事が進みそうだという願望だけがあって、そして、それが現実、先生方を雇うために財源が、いただく展望が、私は今日のところ、まだないと思っています。

もしかしたら、教育委員会には財源つきますよというのが行っているかもしれせん。そういうことで、国、県を待っていたら大変な状況がまだまだ続く。そういうことにならないためにどう考えているんですかということ先ほど来お尋ねしているんですけども、何かこう、私の聞いていることと答えがかみ合っていないように思います。

少人数学級の雰囲気はというのも答えていただけでません。分けたよということは聞いていますけれども、そういうのもやっぱり、マンモスの状態と、そして分けた状態がどう違うのかとか。1クラスですから一緒にいる時間というのも多分あると思うんですよ。先ほど算数とか数学とか、科目に応じて分けてますということでしたけれども、ほかの授業なんかはマンモス状態のまま受けているわけですよ。その違いというのを分かりやすく説明していただきたいし、町長、教育長として、未来に向かって、遠くない未来において「豊郷はすごいな、

やっぱり子供のことを考えているな」というようなよい方向の軌道修正をしていただきたいなと思うんですけれども、お願いします。

それから、先ほど中学校の場合の中2、中3とか、40人学級の基準で動いていると思うんです。滋賀県の場合はそうですけども、こういう学年の拡大というのも、やっぱり現場をよく知っておられる教育長として、教育長会とか、いろんな会合に行ってはると思うんです。そういう会合でどんな発言をしているのか。

私、先ほどちょっと紹介し損ねましたけども、全国の校長会会長声明、ご存じですか。そして町長は、全国知事会とか全国の市長会、全国町村会、この3会長が政府に対して少人数編制を可能とする教員の確保などを求めて要請行動をされていることはご存じですか。7月17日には政府の骨太方針の原案に初めて「少人数」という文言が盛り込まれたという、今の時代、流れが変わっているんです。だからこそ、今、地方から声を上げるとするのが大事かと思います。

教育長会の様子とか、そして、町村会として今まで取り組んだこと、今後どのような感じで取り組んでいかれるのかなどの報告を含め、答弁を求めます。

**伊藤町長** はい、議長。

**河合議長** 町長。

**伊藤町長** それでは、高橋直子さんの再々質問にお答えします。

3団体が共同して少人数学級編制に対する教員の確保を緊急提言しております。十分承知しております。

**教育長** 議長。

**河合議長** 堤教育長。

**教育長** 高橋議員さんの再々質問にお答えいたします。

まず、通達ですが、人数編制について等は、私どもの前はまだ通っておりません。見ておりません。

あと、さっきの県の学級編制基準ですけど、これは毎年、県の方が各地教委に送ってきて通知しております。

それと、35人学級のことを大分お話しになっているし、少人数学級指導は、確かにきめ細かく指導するという意味においては有効かなということを考えています。

最終目標はやっぱり35人学級を創設していくことかなということを考えていますが、1つの意見として聞いていただきたいんですが、35人のクラスと18人のクラスでは、子供の多様性を考えた場合、やはりそこには18人の考え方しかない。しかし、35人、6人といれば、いろいろな考え方がそこに出てくる。授業あるいは教科によっては、そういった部分が必要な場合もあります。

私は今までの教員歴で最高1クラス45人の学級を1人で見てきました。非常に大変な部分も確かにありました。しかし、その中には多様性、いろいろな子供の考え方が授業の中で出てくる。それはそれでよかったかなということを思っていますので、最終的にはやはりそれぞれの現場なり、あるいは先生方の思い、あるいは学年のカラーとか、そういったこともトータル的に踏まえて学級編制していくのが一番ベターであるのではないかと考えております。

以上です。

高橋議員

議長。

河合議長

次の質問にしてください。

高橋議員

質問の中で。

河合議長

質問してください。次の質問です。どうぞ。

高橋議員

少人数と35人の違いをぜひ議員に知らせてください。

河合議長

時間を考えてください。

高橋議員

それでは、インフルエンザ予防接種の補助金についてお聞きします。

私がこの通告を出した時点では今からお伝えする情報を用いてなかったんですけども、米原とか長浜ではインフルエンザの助成を、米原でしたね、65歳以上は皆さん無料にするとか、とても先進的な政策を提案してきた自治体もあります。今、担当課がご存じの自治体、どこがどんな対策を取ろうと発表しているかをぜひお知らせください。

そして、任意であるということで、もちろんそれは存じ上げていますけれども、コロナとインフルエンザの流行が重なったときのことは、私たちが彦根の医師会の方と懇談したときに、病院の先生方もとても心配しているとおっしゃっています。だからこそ予防ができる、そして、医療の逼迫を防ぐために、できるだけ希望する方にはインフルエンザの補助金を創設するのが今大事かなと思うんですけども、その辺は課としてはどんな論議をして本日の答弁になっているのか、医療現場の逼迫度を防ぐための提案ということの捉まえ方はどうしておられるのか、お願いします。

医療保険課長

はい。

河合議長

西山医療保険課長。

医療保険課長

それでは、高橋直子議員の再質問にお答えします。

現時点でうちの方が把握している情報ということですけど、新聞でございまして、長浜市さんが8月28日付の朝日新聞で全市民に助成をするという発表をされています。あと、他府県の状況になりますけれども、大阪府で高齢者の方の無償化の検討をされているという情報をつかんでおります。あと、まだち

よっと公にできない部分がございますけれども、一部、県内の団体でもインフルエンザの助成の検討を開始しているというふうに聞いております。どこの団体というのは、この時点ではちょっと答弁の方はできませんけれども、検討をされているということです。

最初の方の答弁でも申し上げましたとおり、インフルエンザの予防接種の助成については、今年度実施する方向で検討しているとお答えさせていただいております。当然やらせていただく方向で検討していると答弁させていただいておりますので、その点、ご理解いただければと思います。

あと、医療機関の逼迫状況については、インフルエンザの初期症状と新型コロナウイルスの初期症状は、微熱が続いたりとか、当然似た症状がありますので、その点、できるだけインフルエンザの予防接種をしていただくことでコロナとの区別ができるようにというのは当然当課の方でも考えております。現時点でどこまでできるかという部分につきましては、子供さん、議員は18歳未満というふうにおっしゃっていただきましたけれども、義務教育期間ということもありますし、コロナの関係で緊急事態宣言で授業日数の方がかなり減っているという状況もありますので、今後、学級閉鎖、学校閉鎖で今まで以上に授業日数が減るとかなり学習にも影響が出るということで、子供さんの方には検討を始めております。

できれば子供と、あと考えておりますのは65歳以上の方については、現在自己負担1,000円で実施の方ができておりますけれども、こちらをできれば無償化できる、無償というか自己負担なしで今年度に限りできるように現在検討しております。ただ、時間の方が、10月1日から定期の予防接種が始まりますので、それまでに時間の余裕があまりないというのもあります。できるだけ早い段階で予算措置も含めてお示しできればなというふうには考えておりますので、よろしくをお願いします。

以上です。

河合議長 高橋さん、再々質問ですか。

高橋議員 はい。前向きの答弁をいただけて、本当にうれしく思います。

河合議長 高橋さん、ちょっと注意しておきますよ。お願いしますとか、ありがとうございますは、ちょっと議員必携を読んでください。

高橋議員 前向きの答弁で心強く思います。

河合議長 お願いしますとか、よろしくをお願いしますとか、お礼の言葉は控えてください。

高橋議員 はい。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 続きます。いいですか。

河合議長 どうぞ。

高橋議員 じゃ、続き、行きます。

河合議長 質疑でしょう。質問でしょう。

高橋議員 それでは、先ほどの質疑に関して、この10月1日、ぜひ実現ができるように課での検討がスムーズにいくように願っているんですけども、町長にも町長の町民に対する思い、町民を大事にするという、そういう決意がいただけたらと思います。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、高橋直子議員さんの再々質問にお答えします。

昨年は中島議員さんからインフルエンザの補助はどうなるんだという質問もいただきました。先ほど課長が申しましたように、ワクチンには限度があります。よそが拡大してきますと、希望があっても打てないというのが、これはもう目に見えています。しかしながら、今年は新型コロナウイルスとインフルエンザのそのような状況の中でさせていただきたいなど、このように思っているところ。

以上です。

河合議長 高橋さん、次の質問をしてください。

高橋議員 はい。

先ほど、考えていないという答弁があったんですけども、危険度というのは全く考えていないのか、教えてください。

河合議長 途中で答弁要りますか。

高橋議員 危険度に対して、はい。

河合議長 今のままの答弁要りますか。

高橋議員 はい。危険度。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、町内道路につきましては危険箇所はたくさんあると思います。先ほど申し上げたとおり、そこの道につきましては、交通量も少なく、危険度としては低いと考えております。

以上です。

河合議長 これが高橋直子議員の質問を終わります。  
次に、日比野雄二議員の質問を許します。

日比野議員 はい。

河合議長 日比野議員。

日比野議員 質問します。ちょっとマスクを取らせていただきます。一括で質問して、再質問から一問一答でお願いいたします。

まず、町長ですけれども、質問事項といたしまして、リモート授業の進捗について問うということで、前回も問うておりましたけれども、今回、コロナ禍の中での状況で、今後、2波、3波の発生と、冬になればインフルエンザと相まって、学校及びクラスの閉鎖も現実的になると思います。今後一、二年は終息に時間がかかると思わなければならない。必ずリモート授業が必要になると思います。

進捗状況と、いつから実施できるかを問うということで、あくまでも子供たちの学力の低下を防ぐと、そういう意味での趣旨でございます。

2番目ですけれども、災害時の連絡網について問う。

これも前回も質問しておりましたけれども、前回回答では「メール」との回答がございました。私の方から双方性の取れる方法をということで、「模索する」という回答がございましたけれども、今回、模索の結果はどうかということと、今後の道筋を問う。例といたしまして挙げていますけれども、これは再質問の折、再度質問したいと思います。

3番目ですけれども、コミュニティ事業適合外の事業の助成検討ということで、これも以前から質問しておりますけれども、前回のとき、令和3年度より実施するというので回答をいただいております。そういうことになれば、今が予算の立案とか、そういうものの真っ最中だと思いますけれども、現状と進捗を問う。

以上3点、お願いいたします。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 日比野議員のリモート授業の進捗について問うのご質問にお答えをさせていただきます。

現在、新型コロナウイルスの第2波の真ただ中にあると言われております。このような状況のまま、これから秋・冬に向かっていくと、毎年流行しております季節性のインフルエンザと相まって、学級閉鎖や学校閉鎖が懸念される場所があります。

議員がおっしゃるとおり、新型コロナウイルスの終息にはまだまだ時間がかかると思われます。そのような状況下で、子供たちへの学習指導の方法の1つと

してリモート授業が考えられます。

リモート授業の開始に当たっては、タブレット等の機器の購入だけではなく、インターネット環境など諸条件の整備も必要となってきます。リモート授業が一日でも早く実現できるよう、1つずつクリアしていくよう努めてまいります。

また、実施時期につきましては、タブレット等の機器導入の履行期限を3月末にしておりますが、先ほども申しましたように、早期に完了するように業者に働きかけていきます。

以上でございます。

**総務課長** 議長。

**河合議長** 山田総務課長。

**総務課長** それでは、日比野議員の災害時の連絡網について問うについてお答えします。

6月議会の議員の質問の後すぐに、インターネットで安否確認システムの内容を確認しました。例で挙げておられる企業の内容は確認しました。金額面では、初期基本料と月々の基本使用料及びIDごとに20円の費用が発生します。町民全体となれば約20万円ほどの費用がかかってきます。

ほとんどの安否確認システムはスマートフォンが中心で、携帯電話ではウェブ利用SHA-2方式による暗号化通信に対応している携帯電話、トーン信号対応端末が必要となってきます。若い世代はこのような安否確認は可能と考えておりますが、スマートフォンを持たない子供世代、高齢者世代が問題となります。また障害の方々も考える必要があります。

行政が行う場合、やはり災害弱者、避難弱者をどうするかがポイントとなるため、システム的にはかなりいいと思うんですけども、自治体として考えると非常に難しいのではないかと思います。テレワークと同じように、民間会社での利用が多く散見できますが、行政では難しい面が多々あるので、ほかの自治体も導入が遅れているのではないかと感じています。

また、全国の自治体では、避難が困難な高齢者と障害者の方々には要援護者台帳にて登録をお願いしている状況を見ますと、もう少し様子を見たいと考えています。

以上です。

**企画振興課長** はい、議長。

**河合議長** 清水企画振興課長。

**企画振興課長** それでは、1番日比野議員のコミュニティ助成適合外の事業の助成検討についてのご質問にお答えをいたします。

補助金につきましては、現在、制度設計を行っておりまして、案としましては、

対象事業は100万円以上の舗装・フェンス・外構工事等の土木工事全般で、補助額は10万円単位で100万円以上200万円を限度として、各字1回だけ補助を考えております。

また、字の準備や財源の都合もあると思いますので、全ての字を同時に補助せず、1年で4字ずつ、4年間で16字全てを補助できればと考えております。

現状についてですが、夏の区長会で案をお示しして意見を伺おうと思っておりましたが、コロナの影響で中止になりましたので、文書通知という形になりましたが、制度の案をお示しして、10月末までに各字からの意見を募っている状況でございます。

今後、意見を考慮しつつ制度を固めてまいりたいと考えております。

以上です。

河合議長 日比野議員、再質問ありますか。

日比野議員 再質問。

河合議長 はい。

日比野議員 1番目の再質問についてお願いいたします。

先ほどの説明でやる方向でということであったんですけども、具体的にどう通信環境を整備しておくのか。各家庭でWi-Fiを設置されているところもあります。それとあと、各公共事業所ですかね、そういうところでWi-Fiが設置されているのかどうなのかもいろいろあります。タブレットは昨日の本会議で何とか申請の方を可決されたと思うんですけども、今度は環境をどう整備していくか、そこら辺いろいろと問題があると思うんです。

そこら辺を具体的にこういうふうにして、こういうふうにするから来年4月以降、何とかできるだろうと。それを具体的にするためには、まず校内で模擬テストをして、それを各字とか、当然、そこら辺を追求してやっていくということが必要になると思うんですけども、そこら辺の具体性をもう少しお願いいたします。というか、問う。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 それでは、日比野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今議員がおっしゃってくださったように、タブレットにつきましては、昨日議決をいただきましたので、すぐに調達はできるんですけども、当然、タブレット端末だけがあったとしても学校の方にはLANという工事も必要になってきます。線が学校まで来ないと、タブレットがあっても使うことができないので、LANの工事をまずするというのを早急に考えております。その後は、当然、

先生が使えるようにならないといけないということで、先生の方の指導も必要になってくると思います。

また、4月のように休業になったときには、家庭でのリモート授業が必要になってくるかと思われるんですけども、6月に各家庭のインターネット環境の調査を教育委員会でさせていただきました。その結果、インターネット環境のない家庭が23あるということでした。また、インターネットはできるけれども有線であるとか、無線LANの環境にない家庭、あるいはスマートフォンだけ持っている家庭もあり、リモート授業を受ける環境が各家庭によって異なっておりますので、その家庭間の公平性をどのように配慮していくのかということをお今教育委員会の中で考えているところでございます。

以上です。

河合議長 日比野議員、再々質問ありますか。

日比野議員 再々質問します。

河合議長 はい、日比野議員。

日比野議員 内容は分かりました。ただ、私がこういうふうに言うのは、あくまでも子供たちの学力の低下、これを心配して、将来、豊郷町を含めて、日本を立てという学童を何とか遅れのないようにするためにこれをやってほしいと。それと、まだ全国で、4月の時点ですけども、この普及率というのは5%ほどです。それからある程度十何%になったと思うんですけども、これを普及して、学力の低下を抑えて向上を図るとというのが趣旨で私これを言いますので、また、次回、いろいろと状況が変わった場合、また連絡の方をお願いします。

次の質問、次に移ります。

河合議長 答弁、よろしいですか。

日比野議員 1番はよろしゅうございます。

河合議長 はい、どうぞ。

日比野議員 2番目でございますけども、安否確認システムということで、先ほど一応回答がございました。なかなか企業と違って公共団体は難しいのは分かりますけども、今世間で言われている安否確認というのは、スマートフォンを使ってやるのが基本になっております。

そこら辺の問題も含めて、非常に大変だと思いますけれども、何とか今以上に、一方向性じゃなくて、やはり、防災無線でまずはいいんですね。回して逃げなさいはいいんですけども、私逃げたか、いや、わし逃げれなんだとか、そういう回答を何とか引き出すために、いろいろ手があると思いますけども、やっぱり人命を守るという意味で行っていただきたいと思います。

2 番目は以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 日比野議員の再質問にお答えします。

N T T のやつは、資料請求もして全部見させてもらった中で、やはり災害弱者、避難弱者に対してはちょっと弱いのかなと。民間の企業に対してはすばらしいもんやなというのは、すごい実感しました。

あと、東日本大震災の後のレポートとかを見ていますと、安否確認もそうなんですけども、一番やってほしいことの中に、SNSでの全国的な発信というのが一番重要に挙げておられました。それはなぜかといいますと、停電とか、電柱が倒れてしまうと電波が届きません。なので、直近で言いますと、千葉の台風のときはすごい風で、いろんなもの、建物が崩れて大変やったんですけども、電柱が倒れて電気も電波が届かない状態で、いろんなところで一体どんな災害が起こったのかというのが不明な点が3日ほど続いていたということで、そのときにSNSで発信して、ここもこんな状況ですということが報道にも分かって、報道がそこに入ったということもありますので、特にSNSに力を入れていかなければならないのかなということは勉強できたということです。

以上です。

河合議長 日比野議員、再々質問ありますか。

日比野議員 ありません。以上です。3番目もありません。

河合議長 もうよろしいの。

日比野議員 はい。

河合議長 これで日比野議員の質問を終わります。

次に、今村恵美子議員の質問を許します。

今村議員 はい、12番。

河合議長 今村議員。

今村議員 それでは、私は、一問一答で答弁をお願いいたします。

まず、町長、教育長に伺います。

町財政を活用し今後の新型コロナ対策充実をとということで、新型コロナ感染症は、これから来る秋冬へと町民の命と暮らしを脅かす、まさに国難とも言えるものです。これまで、町は各種給付金、予防対策強化など取り組んできました。しかし、町内で生活する中小零細業者、若者、子育て世帯、高齢者など、さらに苦しい状況に陥っている方々が少なくありません。本来、国が国民の安全保障として速やかな手当てをやるべきです。しかし、地方自治法には地方自治体は住民

福祉の充実を図るとあり、豊郷町でできる施策を打ち出していくことも求められています。

そこで、1点。学童指導員、保育士、調理員、町採用講師などのフルタイム・パートタイム会計年度任用職員に対する危険手当、特別手当等の支給の実施を求めます。

2番目、失業や事業の休業などで収入が激減し、住宅ローンや家賃が払えない場合、町独自の支援策、町税等減免、各種町公共料金の減免や家賃の補助の実施について求めます。

3番目、町内自営業者の収入増に向けた町独自の支援策の実施を求めます。  
答弁を求めます。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員の町財政を活用し今後の新型コロナ対策充実をの質問で、教育委員会からは、①の学童指導員、保育士、調理員、町採用講師等のフルタイム・パートタイム会計年度任用職員に対する危険手当、特別手当等の支給をの質問にお答えをさせていただきます。

この件につきましては、先の6月議会でもご質問があり、答弁をさせていただきましたように、危険手当、特別手当等の支給については考えておりません。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問ありますか。

今村議員 あと、もう2点、まだ終わってないよ。

河合議長 すみません。

税務課長 はい、議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員のご質問にお答えいたします。

町財政を活用し今後の新型コロナ対策の充実をの質問の中の②の部分、町税の減免についてお答えさせていただきます。

現在の新型コロナウイルス感染症に伴う税制面についての支援策でありますけれども、国民健康保険税の減免及び徴収猶予を行っているところでございますが、その他の税の減免についての町独自施策については考えておりません。

以上でございます。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の町財政を活用し今後の新型コロナ対策の充実をの②について、町

営住宅の家賃補助について人権政策課からお答えいたします。

コロナ感染症による所得変動が想定される給与所得者等については、公営改良住宅については93棟、約42%でございますが、現在、所得変動による家賃の納付相談等はございませんので、家賃補助は考えておりません。今後、家賃の納付相談等について、減免、猶予の申請等がございましたら、管理条例第15条により随時対応していくことを考えております。

以上です。

産業振興課長

はい、議長。

河合議長

山田産業振興課長。

産業振興課長

今村議員の③、町内自営業者の収入増に向けた町独自支援施策の実施についてお答えいたします。

ご質問にあります収入増に向けた支援策ではございませんが、新型コロナ対策については、今後は予防対策に向けた取組が重要となってきますので、県が現在実施しております新しい生活・産業様式確立支援事業に町独自で5万円の上乗せを行いたいと思っております。

以上です。

河合議長

今村さん、再質問ありますか。

今村議員

はい。

河合議長

はい、どうぞ。

今村議員

学童指導員とか、こういった方々は、非正規労働者ということで、正規職員よりも福利厚生のかなんなう手当はありません。6月議会でも申し上げましたが、こういった方々にこそ、本来は危険手当、また特別手当、学童の指導員なんかは休業中ずっと子供たちを一日中見ていただいているわけです。でも、やはり感染症の問題ですから、非常に気を遣われて、ちょっとでもせきが出たらすぐ病院に行くとか、自分の体調をベストに保つためには自分の生活も非常に気を遣ってやってくるのか、そういった話もいっぱい聞きました。

こういったことは、やはり新型コロナ感染対策としては早期に。そういった無症状者が感染を広げているわけですからね、子供たちに日々、エッセンシャルワーカーとして接触をしている人たちにこそ、増して補償の少ないこういうフルタイム・パートタイムの町の任用職員に対してこそやらなきゃいけないと思います。財源としては、町として使える財源は、手当とか、町が独自に考えたら十分にあると思います。それについて再度、もう一度答弁を。

失業の中で、ここでちょっと気になったのは、町税減免とかありますが、そうじゃなくて、コロナ対策でも、その前に失業してても、コロナの状況のもとで、

就業率が下がって仕事もできない、結局ずっと失業が続いたままとか、こういった方々に対してもやはり手当は、こういった人たちに対する前年度の所得で決まりますので、町の税金は。だから、それに対する手当も必要じゃないかということはどう思われますか。

家賃補助は公営住宅家賃だけじゃないんです、私が申し上げたいのは。民間賃貸住宅に入っておられても、収入が激減した人もいらっしゃいます。そういうところに住宅家賃手当を町独自でつくってはどうかということも含めていますので、それについても答弁をお願いします。

そして町内自営業者、産業課長は、自営業者で町内でどの辺りが一番収入が減っていると。私から見ると、いろんな、仕出屋さんや、それから車のレンタカー会社とか、営業がすごく減っているなど見えてありますが、町としては、そういう人たちの仕事をつくっていくということで、他の自治体では地域支援通貨みたいなものを出したりとか、そこで買物してもらったり、利用したら、町が何割か補助するよとかいろいろあるんやけど、そんなことは独自に考えたことはございませんか。その点。

教育次長 議長。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

先ほどもお答えさせてもらいました答弁の再度考えをということだったと思うんですけども、先の6月議会でもお答えをさせていただきましたように、危険手当につきましては、公平性を考えると、会計年度任用職員だけではなく、正規職員や子供に関わっていただく方、あるいは地域住民に関わっていただく方全ての方が、人と会うということだけではそれだけでリスクを負っております。どなたがどうかということではなくて、幅広い意味で考えていかないといけないというようなことをご理解をいただきたいと思います。

以上です。

税務課長 はい、議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

失業者向けという話ですけども、例えば新型コロナウイルスの感染症によりということ、その影響で収入が減った場合については、国民健康保険税の減免措置がございますし、それから国民健康保険税条例第24条の2の規定に基づく非自発的な理由により離職者に対する減額措置が講じられているところで

以上です。

産業振興課長 議長。

河合議長 山田産業振興課長。

産業振興課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

自営業といいましても本当にいろんな職種がございます。豊郷町でも、私の把握している段階で、セーフティネットという融資の事業の認定の中で飲食業、また建築工事業、不動産業、製造業、IT産業、燃料店など各種、いろんなところでセーフティネットの融資の認定をさせていただいております。

ほかに何か事業を考えなかったのかということなんですけども、一応、観光協会の方では、飲食店の支援ということで、賛同していただいたお店でこういうテイクアウト等を行っていますというような事業もやっておりましたので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん、再々質問ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 再々質問の答弁は要りませんからね。

1の問題では、やはり、これは町が町独自にやるということではできるんです。条例とかそういうのをね。町長が別途認めるものという規定がいっぱいありますからね。そういうのを駆使してつくっていただきたい。

それから、2の失業対策。民間家賃補助は誰も答弁なかったけど、本当に今、収入減で大変なご家庭がいっぱいあるんですね。そういったことに町が、昨日も聞いたけど、財政調整基金、予算上6億円はあるわけじゃないですか。そういったのを別途、豊郷独自施策としてつくることは十分可能です。

3番目、自営業者。あのパンフレットは見ましたけど、それよりも利用した人に対して、その店に還元できる、そういうことを全国的にはいろいろ取り組んでいます。そういったことをもうちょっと研究してください。

次の質問に行きます。

2問目に行きます。町長にお尋ねいたします。

高齢者の願いに沿った介護保険事業を。

2000年、介護保険発足当初の全国平均介護保険料は2,911円、現在、第7期の全国平均保険料は5,869円。わが町豊郷は6,480円で、平均よりもかなり高いです。今日、高齢者の貧困・孤立問題が深刻になってきています。

まず、豊郷町の65歳以上の独り世帯は何人いますか。そして、65歳以上のみの世帯は何世帯ですか。報告してください。

掃除、洗濯、食事、入浴、金銭管理など、支援の必要な高齢者が増えています。誰もが高齢期安心して暮らしたいと思うのはごく当たり前のことです。そこで、以下の質問を行います。

1点目。町内持家に住む子供世帯と高齢者の場合は、世帯分離をして高齢者の所得に応じた介護保険料が徴収されているケースがあります。一方、公営住宅入居の高齢者と子供の同居の場合、世帯を分離して介護保険料の負担を軽減することは可能だと考えますが、答弁を求めます。

2番目、低年金高齢者が多い豊郷町、65歳人口の約6割が非課税という低年金高齢者が多い町です。豊郷町で軽度認知症や低栄養問題、家事能力の欠如など、本来、介護サービスで対応すべきですが、高い介護保険料、利用料では使えない状況です。

豊郷町の高齢者が安心して介護サービスを受けるために、町は第8期介護保険事業計画をどう考えているのか、答弁を求めます。

人権政策課長 はい、議長。

河合議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の質問にお答えさせていただきます。

人権政策課からは、①ということで、公営住宅入居の高齢者と子供の同居の場合も世帯分離をして介護保険料の負担を軽減することは可能だと考えますが、についてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、可能だと考えておりますが、世帯分離について行政から推奨するものではございませんので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

医療保険課長 議長。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 それでは、今村恵美子議員の高齢者の願いに沿った介護保険事業をの質問のうち、65歳以上の独り世帯及び65歳以上のみ世帯数と、②の第8期介護保険事業計画についてお答えします。

まず、65歳以上の独り世帯は287世帯、65歳以上のみ世帯が267世帯となっております。この数値につきましては、令和2年7月1日現在の民生委員による調査の結果となります。

また、第8期介護保険事業計画をどう考えているのかについてですが、本会議

に昨日提案させていただきました令和元年度決算により第7期介護保険事業の給付実績が2か年度分そろったこととなりますので、これらを踏まえて今後給付費の推計を行うこととなります。

詳細については、現時点で国からの通知はありませんが、推計ツールを活用した上で、より本町の実態に即した給付費推計、被保険者推計を行いながら、現有の介護保険給付準備基金を活用して保険料を決定していければと現時点では考えております。

以上です。

河合議長 今村さん、再質問。

今村議員 はい。

河合議長 はい。

今村議員 人権課長、この問題は前向きに、法令的には何ら問題がないというのは私も調べて思いましたし、この問題は、本来国民年金で親子で住んで子供が就労している場合は課税になっているわけですね。そういう中で、本来でしたら町の介護保険料でいくと第1段階、年間2万3,328円、国民年金の所得だけだったら本人はそういう金額になるところが、第4段階、世帯課税かつ本人非課税で課税年金収入額プラス合計所得金額が80万以下、80万以下ということは非常に少ない年金なんです。それでいくと年間6万9,960円介護保険料を払わなきゃいけない。この差額点というのは4万6,000円。だから、国民年金で二、三万しかもらってない人に見れば、2か月分近く保険料がかかるというのは非常に実態を無視した徴収のやり方だということで、そういう住民の声を担当課も中身は理解していただけたということで、その前向きなやり方を進めてください。

そして、2番目の関係ですけど、これは毎議会、私、介護保険を聞いているから、簡潔にお聞きしたいんですが、町長は以前から一般会計からの町繰り出しをして介護保険料を引き下げる、全国にやっている地方自治体もありますが、「それはやりません」とずっと言い続けていますが、第8期についてもそうですか。

それと、医療保険課長は、今回の7期の中で剰余金が出た場合も、それは第8期に持ち越して予備費に使って、引下げ財源にはしないとこの間言ってますよね。言ってないですか。私にはそう聞こえてきました。だから、そういうことをお二人はぜひはっきりここで言うてください。どう思っておられるのか。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 介護保険につきましてお答えいたします。

以前から言っておるように、行政というのは、規則、法は守るといって議員さんからも厳しく言われております。ですから、行政としては介護保険法を守ってしっかり算出をしていきたい、このように思っていますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

医療保険課長 はい。

河合議長 西山医療保険課長。

医療保険課長 今村議員の再質問にお答えします。

私の方からは、介護保険の給付基金につきましては、第8期で活用すると先ほどの答弁にもお答えさせていただいておりますし、昨日の質疑の中でも基金を活用するというふうにお答えさせていただいておりますので、基金を活用しないというのは、一言もこの場では発言していないと個人的には思っております。以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん、再々質問。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 もう答弁はいいです。

町長には、地方財政法の中で一般会計から特別会計への貸付け、そういうこともできるという条項もありますので、ぜひ研究してください。

伊藤町長 おかしいな。自分の言いたいことだけ言うて、答弁させてもらわない話はないぞ。

今村議員 そして、課長の方からは。

伊藤町長 これからあなたの質問には答えん。

河合議長 お静かに願います。

今村議員 静かにしてください、町長。

課長に対しては、今後検討課題ということでよろしくようお願いいたします。

続いて、第3の質問に移ります。

第3の質問です。町長に伺います。

生活破壊の町差押え処分の見直しをということでお尋ねいたします。

まず、令和元年度、2年度、今日までの差押え件数、差押え金額総額、差押え金品の種類について説明を求めます。

次に、差押え後の生活困窮の実態把握はどのようにしていますか。現在、町の差押え処分に対する行政不服審査請求書が出ていますが、生活破綻をさせずに生活再生に向けた滞納整理が長の職務だと考えます。

税や各種料金滞納の裏には、多重債務や病気失業など様々な問題を抱えているケースが少なくありません。税務課、福祉保健課、社会福祉協議会、料金担当課など、連携を持ち、生活再建への援助も同時に取り組むことが大事ではないでしょうか。

コロナ禍の中、わが国ではさらに自殺者が増えるという指摘をする学者もいます。憲法の3つの基本原則の1つである基本的人権の保障に沿った差押えへと変えるために、町の答弁を求めます。

**税務課長** はい、議長。

**河合議長** 山口税務課長。

**税務課長** 今村議員のご質問にお答えいたします。

生活破壊の町差押え処分の見直しをについてお答えさせていただきます。

まず、令和元年度及び令和2年度の差押え件数、金額、差押えの種類についてですが、令和元年度におきましては、98件で、差押え充当金額は総額で597万456円でございます。内訳を申し上げますと、預貯金が77件、給与6件、所得税還付金が9件、不動産1件、競売配当金供託金ほか5件でございます。

また、令和2年度では、8月31日現在の数字であります。28件で、差押え充当金額は総額で155万7,092円でございます。内訳を申し上げますと、預貯金10件、給与8件、所得税還付金10件でございます。

次に、差押え後の生活困窮の実態把握についてのお尋ねですが、差押えを執行した全ての滞納者に対して差押え後の生活について相談しているわけではありません。税務課は税の滞納の解消を目指し職務を行っているところでございます。ただ、払いたくても払えない方などに対しては、執行停止処分や、行政として多重債務相談や、必要によっては生活保護の相談など、各部署と連携を取りながら対応しているところでございます。ご理解賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

**今村議員** はい。

**河合議長** 今村さん、再質問。

**今村議員** はい、再質問。

**河合議長** はい、どうぞ。

**今村議員** 今回、不服審査請求を出された方は、給与の中から差押えがされるということ。令和2年度4月3日、差押請求決定通知書から行われているんですけども、この方は派遣労働者ですから、そんな多くのお金を返済できないから、誓約書の中で月々2万円という形で返済をしてきたという中で、たまたま通勤用の軽自

動車が故障して、その修理代を借りたということで、お金を返済する中で1か月だけ2万円が返済できなかつたら、翌月の初めに差押え通知書が来たんですね。それからずっと毎月6万6,000円、その次は、翌月4万円、その次は8万円、その次6万円と来て、結局、生活費、家賃が払えない。アパートに住んでおられる。その窮状を訴えに行きましたが、それから全然この返済額は変わらないという形になっています。こういったやり方はあまりにも町としてね。これは彦根の県事務所で、町県民税一緒に差押えして同じようにやって、県と一緒にやってるから、そういう責任感は薄く感じているのかもしれませんが、本人にとっては死活問題なんですよ。

こういったことを行うような差押え処分で借金がさらに増えています。アパート代払えなかつたら3か月でロックアウトされるんですよ。たまたま生活、2か月滞納して、国の給付金10万円で充てたで2か月は立ったけど、また払えないと。9月になったら、今度は車検をしなきゃいけないと。でも、こういう高額な差押えがされるということで、やっぱり生活実態に合わないような差押えについては、もっと本人に事情を聞くとか、差押えの一時停止ね。どういうふうに返せるのかということも本人ともっと協議をしていくとか、そういったことが今、町には求められていると思いますが、その点について町の見解を求めます。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再質問にお答えいたします。

今、今村議員から行政不服審査委員会での話をされたので、それにお答えさせていただきますけれども、その方につきましては、当然、最初のうちは納付誓約で自主分納をされておられたと思うんですけど、なかなか守っていただけない。

今村議員 湖東納税課の2万円ずつ払ってはるよ。

税務課長 交渉記録を読んでいる限りでは、約束を守らないということでありましたので、給与差押えに至ったと。ただ、差押えの次に2万円の定額差押えをしたんですけども、それについて差し押さえしますけど、新しくかかってくる現年度分が一切支払われていないということで、滞納額が累積することによって、再度差押えして今の現状に至ったということにあります。

それから、給与差押えに当たりましては、差押え禁止財産について、国税徴収法第76条及び国税徴収法施行令第34条を重視しているところでございます。以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん、再々質問。

今村議員 はい。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 課長ね、その差押えの私も文書を見て、行って、現年度の差押えをすることは無いんですよ。今、社会保険やし。令和元年度から社会保険も入って、企業で。だから1年間だけなんですけどね。現年度もそれが累積しているというのは間違っています。

今までその差押え金品のあれを読んでも、結局は、この方は社会保険と国民健康保険税はちゃんと手続きしなきゃいけないと知らなかったんですよ。1年間ほったらかしにしたということがあって、でも、現実には社会保険料は払ってたんですよ。そういう部分は、この差押え金額が引かれるんですよ。でも、何の通知も、手続きをしても返ってこない。ただお金だけどんどん勝手に引かれると。やっぱり本人はものすごく心配なんですよ。そういうところをもっと親切にちゃんと対応して、本人の生活が成り立つように。払わないとは言っていないんですよ。

ですから、そういうことも考える税務、滞納行政をしていただきたいと思いません。いかがでしょうか。

税務課長 議長。

河合議長 山口税務課長。

税務課長 今村議員の再々質問にお答えいたします。

現年度の累積が間違っているという話でしたけれども、この方については、平成28年度から税金がたまりかけまして、町県民税及び国民健康保険税が、28、29、30、31、令和2年度とあるんですけれども、国民健康保険につきましても、社会保険の加入によって若干減ると思うんですけれども、町県民税というのは累積したままでございます。

以上でございます。

今村議員 次の質問に移りますわ。

河合議長 今村さん、次の質問に行ってください。

今村議員 はい。また説明に行きます。

次、4番目。町長にお尋ねいたします。

条件付一般競争入札で税金の無駄遣いをなくすために。

伊藤町政で実施された条件付一般競争入札の実施状況を見ると、1業者だけの入札で落札したのは今年3月の役場庁舎改築工事だけでした。6月議会一般質問で問題点は指摘しましたが、この工事は国の交付金も申請する予定ということなので、公金の無駄遣いを規制する関係法律、適化法などから見ても、入札の公平、公正、競争性、公開性に向けた改善が必要だと思えます。

今後、設計見直し、工事契約金の変更契約をする際にも、当初の落札率が基礎になり、町民全体の財産である公費が無駄遣いされる可能性もあります。業者談合や入札情報漏えいなど不正入札ができない入札改革をしなくては、町財政運営の基本である最小の経費で最大の効果をつくるということにはなりません。

町民への情報公開と説明責任を果たす入札をつくることについて、町の答弁を求めます。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、12番今村議員の条件付一般競争入札での税金の無駄遣いをなくすためにについてお答えをいたします。

入札制度につきましては、公平、公正、競争性、公開性を保つため、毎年度見直しを行いつつ実施しております。また、今後とも、国や県の公共工事契約業務連絡協議会等から情報を得まして、適切に運用してまいりたいと考えております。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん、再質問。

今村議員 再質問。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 今、課長の方から答弁ありましたが、6月議会でも質問しましたが、入札参加業者、説明を聞きに行った業者は記憶にありませんと、このような、私からしてみたら町職員とあるまじき発言をしておりましたけれども、今回こういったことを正すためには、入札のこれまでの経緯を調べて、今日は提案をさせていただきます。

平成23年に豊郷町における変動型最低制限価格制度の施行についてということで、入札の中で変動型の最低制限価格を取り入れる実施も行いました。こういった中で、確かに入札、落札価格は下がってきている。

これは一例ですけど、これまで直近で近いところからいきますと、平成27年度豊郷町立日栄小学校増改築工事、このときは落札率78.08%。参加業者が7業者ですか。このときは奥田工務店が落札しておりますが、これも条件付の変動型の最低制限価格で考えていきますと、計算すると、そのときの最低は約71%ぐらいで、その最低に近いところで落札しているなと思いました。

続いて、平成29年度豊栄のさと駐車場拡張工事では、このときは16業者が入札参加して落札率64.76%。最低の、これで計算すると61%ぐらいです

から、やっぱり業者が多く応札すれば落札率が下がるというのがここにも出ています。

そして、平成30年度豊郷町立日栄小学校駐車場拡幅工事、これにつきましても、15者が入札参加して、61.33%の落札率で落札している。だから、多くの業者で変動型の最低制限価格、こういったことを施行していけば落札率は必ず下がるんです。

こういった中で、令和元年度の歌詰橋の工事ですけど、あれは落札率98.83%。このときは、2業者しか入札に参加していません。そして、これを変動型でいう最低を設定するとしたら、この落札率よりももっと下がるんです。そうなると、この差額分というのが町の税金の無駄遣いになっていくと。

その最たるものが今回の庁舎の条件付一般競争入札ですね。担当課では十数者該当する業者がいるけど、奥田工務店1者だけ。そして95.88%、これを変動型のように最低の金額の想定7割にしたら、3億円も安く落札させることもできる可能性がある。

こういったことは、個人のポケットマネーじゃありませんから、公金ですから、もっとちゃんとした入札改革を進めていただきたいと思います、いかがですか。

企画振興課長 はい、議長。

河合議長 清水企画振興課長。

企画振興課長 それでは、今村議員の再質問にお答えをさせていただきます。

今回の庁舎の一般競争入札につきましては、6月議会のときに何度もお答えをさせていただいております。今後とも公平、公正、競争性、公開性を持った入札を行っていきたいと思います。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質問ありますか。

今村議員 次に行きます。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 町長、教育長にお尋ねをいたします。

旧豊小群の貸館事業管理運営体制を問う。

旧豊郷小学校群は、保存改修がされ、有形登録文化財として町内外からの評価の高い建築物です。この施設を大事に活用していくことが、先人の遺志を受け継ぎ、戦前の貴重な文化遺産、町の観光資源へとつながります。

町はこの施設内にある教育委員会を本庁に移転すると言っていますが、私は、教育委員会はあそこにあるべきだと前から主張しています。

この施設の管理運営は、これまで、総務課、教育委員会と不透明な状態が続いています。図書館、子育て支援センターなどがある状況から見れば、教育委員会がこの施設に配置され、管理運営の主体となるべきではないでしょうか。

また、伊藤町長は、今日まで3階部分を一部、「けいおん」愛好家のために準備室や、そこには無料で提供し、関連イベント貸出しにも使用料の軽減をする特別扱いをしてきています。しかし、本来の文化財としての維持管理を考える観点から見ますと問題があります。町の見解を求めます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、今村議員の旧豊小群の貸館事業管理運営体制を問うについてお答えします。

現在、新庁舎を整備していますが、整備後は教育委員会事務局を本庁に移設を予定しています。12月議会でも説明させていただきましたが、教育委員会については、現在の子育て環境を鑑み、福祉部門と連携していくことが大事であるとの説明をさせていただきました。そのため、今後の管理については、12月議会でも申し上げましたように、観光協会にお願いするのか、指定管理にするのか、ほかの方法で行うか、現在検討中でございます。

また、旧校舎の荷重計算ができていないため、2階、3階の利用に制限がかかっており、前回の改修では手をつけておりませんでした。今後は、まずは荷重計算が必要であると考えています。

以上です。

教育次長 はい。

河合議長 馬場貞子教育次長。

教育次長 今村議員の旧豊小群の貸館事業管理運営体制を問うのご質問で、教育委員会からは現状の管理体制についてお答えをさせていただきます。

教育委員会では、豊郷小学校旧校舎群の管理運営に関する規則第4条に基づき、この建物の管理を行っております。具体的には、校舎棟会議室や講堂等を使用する際の申請受付や許可、修繕などといったところでございます。また、使用料につきましては、豊郷町使用料及び加入金の徴収に関する条例第2条に基づき、別表第6及び別表第7に定める金額を頂いております。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん、再質問。

今村議員 再質問。

河合議長 はい、どうぞ。

今村議員 特別扱いしているというので、事例としてアニメ「けいおん」ファンの方たちが行っている豊郷ティータイム、ここの公式サイトで、令和元年度の主催イベントで豊小を使った、このときの使用料を次長にもお聞きしました。一部分からんというところがありましたが、その中で、昨年5月4日の「桜高新歓！！9じかんめ」の全館使用の場合、午前、午後、夜、21時30分まで全館使用で3万6,000円の使用料を払っておられます。

この豊郷ティータイムというのは、主催代表は門田晃輝さん、愛知郡愛荘町野々目80番地。その団体が利用される場合ですから、使用料条例でいきますと、「町外に住所を有する者または町外に所在地を置く法人及び団体が使用する場合は、使用料の5割を加算する」、また、「使用者が次の各号いずれかに該当するときは、この表に掲げる使用料の5割を加算する。営利を目的として使用するとき。営利を目的としないで使用するときで、入場料その他これに類するものを1人当たり1,000円以上を徴収するとき」というので、ここのやっているサイトを見たら、どういうことをやったかというのは書いてあるんですが、このサイトでは、即売会もやり、そしてブースを4,500円で場所代を取ったりとか、かなり営利的な行為をやっているんです。

本来でしたら、3万6,000円じゃなくて、計算すると6万ぐらいになるんですよね。こういったお金をなぜ、一部こういった団体には安くするのかという問題があります。これについてはどう思いますか。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再質問にお答えいたします。

「けいおん」を特別優遇している云々の問題ですけれども、いかに豊郷のファンになっていただくか、そして交流人口を増やすかというのは、これが一番、自治体に課せられた課題でもあります。そういった中で、この豊郷ティータイムにおきましては、「けいおん」の中の、いかにして継続的に地域をアピールするかという状況の中で、そして、またアニメファンを増やす、アニメ文化を育てていく、そういう観点の問題もあります。

そういった中で、今日まで、誕生会も含めた中、そしてまたアニメの卵を育てていく、そういうこともありまして、これは使っていただいているわけでありませぬ。

以上です。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん、再々質問ですね。

今村議員 はい。再々質問。

そういう観光ファンをつくるのは、別に特別待遇しなくても、みんなを同じようにやったらいいと思います。

それと、このサイトを調べながら、今日の部屋というブログが出てきたんですが、これ関係者に聞いたら、10年ぐらい前に産業振興課にいた清水純一郎氏が立ち上げたブログだということですが、このブログも「けいおん」のことを一生懸命書いてあるんですが、それは事実ですか。ちょっと聞きたい。

伊藤町長 はい、議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、再々質問にお答えします。

先ほど言いましたように、交流人口を増やす、そして、今は地方自治体、特にまたこの町におきましては、移住じゃなくして関係人口を増やすということに大変力を注いでいく、要するに、豊郷のいろんなイベントのときに協力していただく方を増やしていくというのが、これが我々の現在深めているところでもございます。

そういった中で、きちっとした豊郷のファンをつくるというのは、これは今、人口減少の中で当然なことでもあります。だから、撮り鉄、そして歴女、また朝ドラ、アニメ、このオタクですけれども、この方たちをしっかりとつないでいて、そして大きく連携を深めていくというのが、豊郷町にとって大変重要である、このように私は考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

今村議員 課長、ブログはあなたが作っているブログですね。どうしても聞いたんですけど、事実かどうか言って。

河合議長 これで今村恵美子議員の質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでございました。

(午後2時50分 散会)